

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月16日
【事業年度】	第67期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	オカダアイオン株式会社
【英訳名】	OKADA AIYON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 祐司
【本店の所在の場所】	大阪市港区海岸通4丁目1番18号
【電話番号】	(06)6576 - 1281
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部担当 前西 信男
【最寄りの連絡場所】	大阪市港区海岸通4丁目1番18号
【電話番号】	(06)6576 - 1281
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部担当 前西 信男
【縦覧に供する場所】	オカダアイオン株式会社 東京本店 （東京都板橋区新河岸2丁目8番25号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	20,306,939	23,575,691	27,095,704	26,582,659	26,991,439
経常利益 (千円)	1,808,460	1,961,106	2,814,481	2,238,375	2,343,642
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,190,581	1,414,344	1,886,906	1,475,214	1,491,882
包括利益 (千円)	1,375,829	1,664,616	2,357,312	1,774,466	1,431,890
純資産額 (千円)	12,544,542	13,961,104	16,019,991	17,238,918	18,082,752
総資産額 (千円)	25,516,461	30,594,505	34,008,285	35,994,704	39,984,449
1株当たり純資産額 (円)	1,561.64	1,736.90	1,991.53	2,140.61	2,243.18
1株当たり当期純利益金額 (円)	148.63	176.33	235.07	183.46	185.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	147.85	175.54	234.09	182.93	178.38
自己資本比率 (%)	49.1	45.6	47.0	47.9	45.2
自己資本利益率 (%)	10.0	10.7	12.6	8.9	8.5
株価収益率 (倍)	9.68	10.08	13.38	10.38	11.77
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	969,977	658,197	2,007,295	7,803	190,853
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,623,497	2,567,038	1,290,627	1,130,019	3,088,577
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	111,695	2,774,735	382,969	1,482,887	4,065,186
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,574,088	3,096,326	4,293,344	4,666,715	5,492,875
従業員数 (人)	459	487	491	497	497
(外、平均臨時雇用者数)	(46)	(54)	(49)	(51)	(57)

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
売上高 (千円)	15,275,569	16,847,821	18,419,041	20,694,482	20,911,414
経常利益 (千円)	809,595	861,138	1,379,419	1,509,329	1,517,839
当期純利益 (千円)	528,167	679,517	984,843	1,035,791	976,127
資本金 (千円)	2,221,123	2,221,123	2,221,123	2,221,123	2,221,123
発行済株式総数 (千株)	8,378	8,378	8,378	8,378	8,378
純資産額 (千円)	9,104,796	9,543,342	10,322,728	10,800,860	11,229,530
総資産額 (千円)	19,757,828	23,320,935	25,206,159	26,542,628	31,391,896
1株当たり純資産額 (円)	1,132.55	1,186.32	1,282.38	1,340.60	1,392.62
1株当たり配当額 (円)	32.00	38.00	70.00	74.00	75.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	65.94	84.72	122.69	128.81	121.22
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	65.59	84.34	122.18	128.44	116.77
自己資本比率 (%)	46.0	40.8	40.9	40.6	35.7
自己資本利益率 (%)	5.9	7.3	9.9	9.8	8.9
株価収益率 (倍)	21.82	20.98	25.63	14.79	17.98
配当性向 (%)	48.5	44.9	57.1	57.4	61.9
従業員数 (人)	207	213	223	267	273
株主総利回り (%)	112.5	141.2	251.1	162.0	188.8
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	1,610	1,810	3,205	3,205	2,551
最低株価 (円)	1,160	1,390	1,698	1,800	1,645

(注) 1 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 第67期の1株当たり配当額75.00円については、2026年6月19日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2【沿革】

年月	事項
1960年9月	大阪市東区においてオカダ鑿岩機（サクガンキ）株式会社を設立、空圧鑿岩機をはじめとする建設機械の販売修理及び組立業を開始
1962年4月	岐阜県大垣市に大垣支店を開設
1968年7月	東京都北区に東京支店を開設
1969年3月	大阪市城東区に嶋野工場を設置
1972年3月	仙台市に仙台営業所を開設
1973年2月	大阪府東大阪市に東大阪工場を設置し、嶋野工場を移設
1977年4月	油圧ブレーカーの販売を開始
1978年3月	名古屋市西区に名古屋営業所を開設
1980年5月	東京都板橋区に東京支店（現 東京本店）を移転
1980年9月	岩手県盛岡市に盛岡営業所を開設
1983年3月	石川県金沢市に金沢営業所を開設
1983年9月	オカダアイオン株式会社に社名変更
1986年3月	福岡市博多区に九州営業所を開設
1986年9月	岩手県紫波郡都南村に盛岡営業所を移転
1986年11月	岐阜県大垣市に中部営業所を開設し、大垣営業所と名古屋営業所を統合
1987年2月	本社と東大阪工場を統合し、大阪市港区に新設移転
1987年4月	油圧ブレーカー全機種を「OUBシリーズ」にモデルチェンジ開始
1987年10月	油圧式高速圧碎機の新製品「コワリクン」の製造及び販売を開始
1988年4月	福岡県大野城市に九州営業所を移転
1989年4月	札幌市西区に札幌出張所を開設
1990年4月	金沢営業所を北陸営業所と改称
1990年7月	広島市安佐南区に広島出張所を開設
1992年4月	札幌出張所を営業所に昇格
1992年8月	大阪証券取引所市場第二部に上場
1993年4月	大阪本店海外事業課を分離、「海外事業所」として独立
1993年4月	広島出張所を営業所に昇格
1996年4月	横浜市都筑区に横浜営業所を開設
1996年9月	関連会社BOA, INC. を設立
1997年4月	愛媛県松山市に四国営業所を開設
1999年5月	関連会社イー・エム・シー株式会社設立
2002年2月	子会社株式会社アイオンテック設立
2002年12月	関連会社BOA, INC. の株式を追加取得し子会社化（現 Okada America, Inc.）
2003年7月	関連会社イー・エム・シー株式会社の株式を追加取得し子会社化
2003年10月	子会社イー・エム・シー株式会社を吸収合併
2005年10月	埼玉県朝霞市に子会社株式会社アイオンテックを新設移転
2007年10月	福岡県大野城市に九州営業所を新設移転
2008年1月	岩手県紫波郡矢巾町に盛岡営業所を新設移転
2009年3月	東京都板橋区の東京本店を新社屋に建替
2011年4月	横浜市都筑区の横浜営業所を東京本店と統合
2012年9月	宮城県仙台市の仙台営業所を新社屋へ建替
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所との現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に上場
2013年11月	本社部品センター・関西支店を新築
2015年4月	横浜市都筑区に横浜営業所を開設
2015年8月	東京都千代田区に東京オフィス開設
2016年1月	Okada America, Inc. テキサス支店開設
2016年2月	子会社株式会社アイオンテック新工場完成
2016年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2016年10月	石川県金沢市に北陸営業所を新設移転
2017年8月	オランダ・ロッテルダムに欧州駐在員事務所設立
2017年10月	株式会社南星機械、株式会社南星ウインテック、暁機工株式会社の株式を取得し子会社化

年月	事項
2019年 4月	株式会社南星機械、株式会社南星ウインテックおよび暁機工株式会社が、株式会社南星機械を存続会社、株式会社南星ウインテックおよび暁機工株式会社を消滅会社とする吸収合併
2019年 6月	タイ駐在員事務所を開設
2019年11月	愛媛県伊予郡に四国営業所を新設移転
2020年 1月	欧州駐在員事務所を現地法人化（現 Okada Europe B.V.）
2020年10月	神奈川県平塚市に湘南営業所を新設移転（旧横浜営業所）
2021年 5月	関連会社Okada Aiyon (Thailand) Co.,Ltd.を設立
2021年10月	広島市西区に広島営業所を新設移転
2022年 1月	中部営業所を新設建替
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年 4月	仙台市宮城野区に仙台営業所を新設移転
2022年12月	Okada Midwest, Inc.を設立し、Thoesen Tractor&Equipment Co., Inc.、Chicago Machinery Co.およびThoesen Tractor of Indiana, Inc.より事業譲受
2023年 6月	Okada America, Inc. 本社をオレゴン州キャンビーへ新設移転
2023年 6月	札幌営業所を札幌市白石区に新設移転
2024年 4月	株式会社南星機械の営業部門をオカダアイヨン株式会社へ統合 熊本県菊池市に熊本営業所を開設
2026年 1月	九州営業所を福岡営業所へ改称
2026年 1月	関西支店を大阪市港区に新設移転
2026年 4月	東京本店 北関東営業所を埼玉県鴻巣市に開設

3【事業の内容】

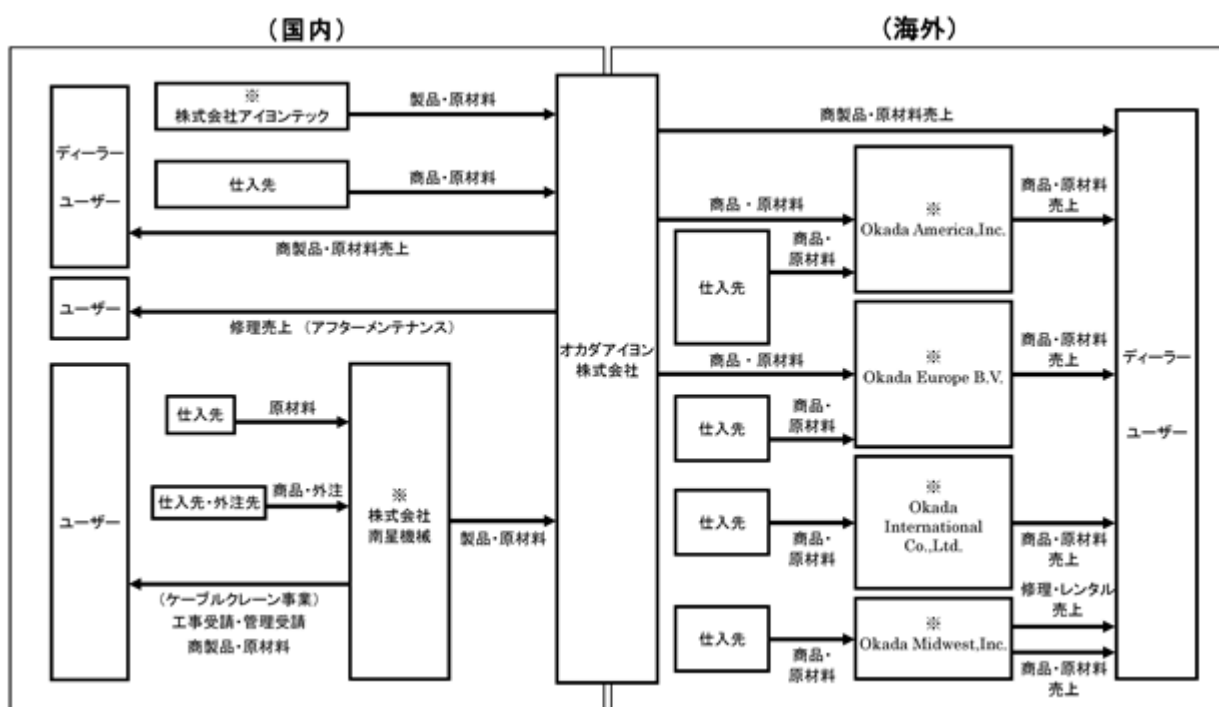
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（オカダアイオン株式会社）、子会社7社及び関連会社1社により構成されており、建機アタッチメント並びに、環境関連機器・林業機械・金属リサイクル機械等の製造及び販売を主たる業務としております。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- (1) 国内 圧砕機、油圧ブレーカ等の建機アタッチメント、廃木材処理機等の環境関連機器及び林業・金属リサイクル機械を当社が製造及び販売をするほか、子会社株式会社南星機械が林業・金属リサイクル機械の製造と、ケーブルクレーン、同部品・機材及び同付属品の製造及び販売をしております。また、子会社株式会社アイオンテックは圧砕機の製造をしております。
- (2) 海外 破碎機を当社、子会社Okada America, Inc.、子会社Okada Europe B.V.、子会社Okada International Co., Ltd.及び子会社Okada Midwest, Inc.がディーラー及び海外ユーザーに販売しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 連結子会社

4【関係会社の状況】

属性	名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
連結 子会社	(株)アイオンテック (注) 2	埼玉県朝霞市	20百万円	国内	100	当社商品の製造 経営の指導 資金援助 役員の兼任...無
	Okada America, Inc. (注) 2	アメリカ合衆国 オレゴン州	\$ 5,000千	海外	100	当社商品の販売 資金援助 役員の兼任...無
	Okada Europe B.V.	オランダ王国 ロッテルダム市	€1,000千	海外	100	当社商品の販売 資金援助 役員の兼任...無
	(株)南星機械 (注) 2	熊本県菊池市	30百万円	国内	100	当社商品の製造 資金援助 役員の兼任... 1人
	Okada Midwest, Inc. (注) 3 , 4	アメリカ合衆国 イリノイ州	\$10千	海外	100 (100)	資金援助 役員の兼任...無
	その他2社					
持分法適用 関連会社	1社					

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4 Okada Midwest, Inc.はOkada America, Inc.が100%出資する当社の連結子会社(孫会社)であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針

当社グループは 1.社会に存在価値ある会社 2.会社に存在価値ある部門 3.部門に存在価値ある個人 4.向上の矢印で確実な前進 を経営理念としております。この理念のもと、事業計画を策定し、各セグメントがその年度計画を達成することにより、一步一步、確実に前進して行くことを基本方針としております。

同時に、お客様のニーズを的確に捉えた製商品と行き届いたサービスの提供という活動を地道に進めていくことを通じて、社員は育ち、会社は発展し、社会にも貢献できることを使命と考えています。

以上の経営方針に沿って事業を推進していくために、当社グループは以下の2つのセグメントにより事業計画を推進・管理しています。

国内

当社の国内事業に係るセグメントで当連結会計年度の売上高では76.6%を占め、主に圧砕機及び油圧ブレーカ等の建機アタッチメント並びに環境関連機器・林業機械・金属リサイクル機械等の製造・販売・メンテナンスを行っています。主要な顧客はショベルメーカー系ディーラー、建機ディーラー、レンタル会社、エンドユーザーです。また、ゼネコン向けの請負事業としてダム建設工事等の運搬設備であるケーブルクレーンの設計・施工・運用管理を行っています。

海外

当社の海外事業に係るセグメントで当連結会計年度の売上高では23.4%を占め、主に油圧ブレーカ及び圧砕機等の建機アタッチメントの販売、メンテナンスサポートを行っています。主要な顧客は各地域の建機ディーラー等の提携販売代理店やレンタル会社です。

(2)マーケット環境と各セグメントの状況

国内

(解体環境アタッチメント)

当社国内の主力商製品である解体環境アタッチメントは、油圧ショベルやクレーン等の建設機械の先端に装着し、ビル、マンション、公共建物等のコンクリート建造物の解体工事や砕石・土工事、建築廃材やスクラップ等の再利用のための搬送、分別処理等に使用されています。解体環境アタッチメントは用途・形状等により以下の通りに分類しています。

- ・圧砕機・・・コンクリート建造物解体用のアタッチメントでコンクリートや鉄筋・鉄骨を破碎・切断します。大割機（1次破碎機）、小割機（2次破碎機）、鉄骨カッターに分類しています。
- ・油圧ブレーカ・・・解体や土工事、砕石など幅広い用途で使われ、打撃により岩盤、コンクリート等を破碎します。
- ・つかみ機・・・木材やがれき、金属スクラップ等の搬送作業用のアタッチメントで、グラブ、フォークの他、定置アームと一体型になった定置式スクラップローダも含まれます。
- ・環境アタッチメント・・・産業廃棄物処理等に使用される様々な混合物の回転ふるい機や軟質系カッター、木材カッター等のアタッチメントが含まれます。

(林業機械)

主に油圧ショベルに装着され、木材の伐採や集材に利用されます。用途別に、林業用グラブ、地引ウインチ、高性能林業機械のプロセッサ・ハーベスタ、プロセッサ、スイングヤード、タワーヤード、ハイブリッドバケット等が含まれます。

(大型環境機械)

木材やガレキ物、産業廃棄物等の破碎に使用される大型の破碎機で、海外メーカーから輸入し当社で販売とアフターサポートを行っています。

(ケーブルクレーン)

ダム建設や山間部における工事にスポット的に使用される中・大型のクレーン運搬設備で、設計から施工・運行管理までを行うゼネコン機能を果たしています。大型ウインチの販売・設置等も含まれます。

(補材・修理)

各製商品の補修部品の販売や修理・メンテナンス事業が含まれます。

(その他)

船用クレーン、自社製品以外の仕入商品、一般産業用機器や物品等の販売が含まれます。

コンクリート建造物は建築後、数十年経過すると劣化が進んでいきます。そのため、大規模地震等の自然災害発生に対する安全対策上からも劣化が進んだ建物は解体・建て替えの対象となってきます。わが国では戦後の高度成長期以降に建てられたコンクリート建造物が順次解体対象に入ってきており、茲許の都市再開発の動きやインフラ再整備の必要性からも国内での解体環境アタッチメント需要は今後も堅調に推移するものと思われます。

特に、解体用アタッチメントは解体工事現場等で厳しい使用環境にさらされており、摩耗・損傷が常時発生する中で、当社は自社でメンテナンス部門を持ち、販売後のアフターサービス体制を整備していることで、同業他社メーカーと差別化を図っております。加えて、より強度が求められる大割機や鉄骨カッターは鋳鋼製品とする等、製品強度面・品質面でも優位性を追求しており、圧砕機販売シェアは約5割と国内トップシェアを維持しております。また、土工事、砕石、建物解体等の幅広い用途で汎用性の高い油圧ブレーカ、木造解体や復興処理等で使用され最近需要が高まっているつかみ機等、幅広い建機アタッチメントを取り揃え幅広い需要に対応しています。つかみ機の中には、スクラップ工場内で活用される大型の定置式スクラップローダも含んでおります。

また主に子会社の株式会社南星機械が製造する林業機械は木材の伐採や集材に活用されます。国内の林業マーケットは戦後の輸入木材の急増に伴い、一時期は木材自給率の低下が続いていましたが、茲許は官民挙げての森林再生、林業再生への取組みや木質バイオマスのエネルギー利用等による国産材の需要拡大を背景に自給率は上昇しております。その一端を支えているのが、林業の機械化であり、今後も林業機械には一定の需要の増加が期待できると考えております。

林業機械の国内推定シェアは約2割程度とみておりますが、今後は更にメンテナンス・部品供給等のアフターサービス体制の充実、ユーザー目線の商品改良・商品ラインアップの見直し等の施策を進め、業界での評判・シェア向上を図ってまいります。

バイオマス発電用のチップ製造や産廃処理等に使用される大型環境機械のシェアは約2割程度とみていますが、再生エネルギーである木質バイオマス発電関連業者やリサイクル業者向けの安定した需要を見込んでおります。

主にダム建設や山間部における運搬設備であり国内で約5割のシェアを有するケーブルクレーンに関しても、
 茲許再生可能エネルギーとして再見直しされている水力発電所のリニューアル工事の引き合いが多く、当面は安定した受注が見込まれると考えております。

<国内セグメント売上高>

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
解体環境機械	13,545	13,522
（ 圧 砕 機 ）	(9,529)	(9,483)
（ ブ レ ー カ ）	(797)	(931)
（ つ か み 機 ）	(1,609)	(1,303)
（ 環 境 ア タ ッ チ メ ン ト ）	(525)	(470)
（ そ の 他 ）	(1,083)	(1,333)
林業機械	1,799	1,702
大型環境機械	622	691
ケーブルクレーン	1,305	1,302
補材・修理	3,209	3,279
そ の 他	119	165
合 計	20,601	20,664

海外

海外では販売の約8割が汎用性の高い油圧ブレーカとなっており、土木工事、砕石、建物解体等で幅広く使用されています。当社の海外販売は、北米地域はOkada America, Inc.、欧州地域はOkada Europe B.V.、またそれ以外の地域は、当社海外事業所が担当しております。更にOkada Midwest, Inc.では北米における自社修理サービス業務を中心に販売・レンタルも行っております。

主力の油圧ブレーカに関しては、オカダブランドの信頼の品質と品揃え、販売代理店への安定した部品供給や修理指導等のサポート体制によりシェア獲得に注力しております。当社海外販売額の約7割を占める米国でのシェアは推定4～5%程度、世界でのシェアは推定3～4%程度と海外進出においては後発の当社にとってはまだまだ開拓余力が大きく、最大マーケットの欧州や成長の見込まれるアジアを中心に今後の伸びしろに期待できます。また、圧砕機に関しては、日本国内と比較すると欧州以外では未成熟のマーケットであり、メンテナンス負担の少ない海外専用モデルや各地域のニーズに合わせた新商品の投入等により市場開拓、市場育成を図っております。

<海外セグメント売上高>

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
北 米	4,218	4,237
欧 州	994	1,113
ア ジ ア	490	688
そ の 他	278	287
合 計	5,981	6,326

(3)経営戦略及び優先的に対処すべき業務上及び財務上の課題

経営理念の実現に向けて、会社の中長期の経営方針に基づき、中長期経営計画を策定し、更に年度の経営計画に展開し業務運営を行っています。

<長期ビジョン「VISION 30」>

当社は、更なる成長を目指し、中長期経営計画「VISION 30」に取り組んでいます。その中で、毎年、実績と事業環境の変化を織り込んだうえで3ヵ年の中期経営計画の見直し修正を行うこととしておりましたが、今年度からは3ヵ年固定型の新中期経営計画「Onyx（オニクス）」を策定しております。

「Onyx」では、安定した国内事業基盤を土台としつつ、海外事業およびアフタービジネスの成長を通じて、単なる売上拡大にとどまらない「利益の質」「成長の再現性」「資本効率」を重視した価値創造型の成長モデルへの転換を目指しております。

国内（解体市場）

都市インフラ老朽化により国内の解体市場（ビル、工場プラント、公共建物等）はこれから本格化の段階に入ります。メンテナンス対応と作業効率性が高い大型機に強みを持つ当社には有利な状況であり、シェアダントツNO.1を目指します。また、国内の工場及び営業所・整備工場の設備投資は山場を越え、今後は投資回収・利益積み上げ時期に入る事も、計画達成の後押しとなっています。

国内（林業市場）

わが国では40年から50年前に植林した人工造林が伐採適齢期となり、間伐問題等の環境保全の観点から国産材の利用を促進していることを背景に、林業機械は安定的な伸びを期待できる環境があると考えています。子会社南星機械との営業統合から2026年度は3年目に入り、強固なメンテナンス体制を生かした営業展開が出来るようになりました。また、南星機械は製造工場としての役割に徹していますが、もともと内製メーカーであることから、生産効率改善、開発力強化と品質改善の強化等を実施することで、生産力向上と利益改善の余地は今後十分にあると見込んでいます。

海外市場

世界的にインフラ投資が拡大していく中、注力市場の米国・欧州・アジア（除く中国・日本）でも推定シェアは3%～4%のため、開拓余力は十分あると考えています。収益性の高い米国でのシェアアップ余力はもちろん、また開拓途上の欧州・アジアは、拠点展開と人員・商材の投入でシェア獲得に注力します。今後も主力商材の油圧ブレーカで一層の競争力強化を狙いつつ、圧砕機は海外向けモデル投入によりブランド確立を図り、解体アタッチメントメーカーの世界Tier1グループ入りを目指します。

上記成長環境を踏まえ、VISION 30の業績評価指標（KPI）を次の通り修正しております。

<新VISION30：長期目標（2031年3月期）>

- ・売上高 400億円
- ・営業利益 40～50億円
- ・営業利益率 10～12%
- ・海外売上比率 30%以上
- ・メンテナンスソリューション売上高比率 20%以上

<中期経営計画 Onyx（オニクス）>

上記の長期計画を実施するにあたり、3年間やりきるコミットメント計画を策定いたしました。

業績計画

2027年3月期は、

売上高285億円、営業利益25億円、売上高伸び率5.6%、売上高営業利益率8.8%、ROE9.1%

2028年3月期は、

売上高310億円、営業利益29億円、売上高伸び率8.8%、売上高営業利益率9.3%、ROE9.9%

2029年3月期は、

売上高340億円、営業利益34億円、売上高伸び率9.7%、売上高営業利益率10.0%、ROE10.8%

を計画し、「新VISION 30」達成に向けた確実な成長を目指します。

事業戦略

国内では市場特性やコスト構造を踏まえたプライシングの適正化とメンテナンスサービスの強化に取り組み、収益性及び成長の再現性の向上を図ってまいります。

(収益力強化)

プライシング規律・案件選別の高度化

(アフタービジネス)

メンテナンスサービスの高度化による顧客LTVの最大化を図る

(商品戦略 解体環境アタッチメント)

高付加価値・大型機対応モデルの強化。プラント解体や船舶解体等の鉄骨系ATの需要可能性

(商品戦略 林業・大型環境ケーブルクレーン等)

ニッチトップ戦略の徹底・用途別ソリューション提案の強化・林業製品ラインアップの拡充

次に海外では、北米・欧州を成長ドライバーとして重点的に取り組み、グローバルメーカーとして各地域のニーズに対応する商品・販売体制を強化してまいります。

(米国)

- ・シェア拡大へ、営業とアフターサービス強化
- ・最大成長市場として重点投資
- ・製品・サービス・価格戦略の一体運営
- ・ディーラー向けインセンティブプランを強化
- ・世界商品として油圧ブレーカ新モデルの投入

(欧州)

- ・営業体制強化、ニーズが高い国を中心としたスケール拡大(フランス、スペイン等)
- ・環境規制対応・高付加価値製品に集中
- ・重点顧客との連携強化

更に新規事業・M&A、在庫管理についても、重要な取り組みとして位置づけております。

(新規事業、M&A)

M&Aを活用し、製品ラインアップ、サプライチェーンの強化、ビジネスモデルのさらなる展開へ活用を検討

(資本効率の改善、在庫適正化)

在庫状況の見える化、KPI明確化等の管理の仕組みを構築。グループ全体で最適化・資本効率の向上を実現
投資計画

- ・アタッチメントの大型化に対応した国内の営業所・整備工場設備増強は一定の目途が立ち、今後は生産・研修施設の投資に着手します。
- ・システム投資は、新基幹システムを2027年9月に導入を予定しており、在庫・価格・LTVの見える化に寄与し、業務の効率化にも繋がるかと考えております。
- ・人材投資は、グローバル人材、サービス人材、次世代経営人材を行い、戦略実行のボトルネックを先回りで解消していきます。

配当方針

中長期の安定成長により、増配を続けていく累進的配当方針といたします。また、2027年3月期より、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことといたしました。

なお、2027年3月期では17期連続増配の予定となっております。

新中期経営計画「Onyx」(FY2026-2028)では、新VISION 30達成に向けた確実な成長と収益性改善を“コミット目標”として実行し、更なる持続的成長に向けた経営基盤の強化に向け、社員一丸となって社業に邁進いたします。

(4)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営指標につきましては、事業の成長性をはかる売上高伸び率、事業の収益性をはかる売上高営業利益率、事業の資本生産性をはかる自己資本利益率(ROE)の3つの指標を重視し、中長期経営計画「VISION 30」では、売上高伸び率(平均)10%以上、売上高営業利益率10%以上、自己資本利益率(ROE)10%以上を目標値としております。当連結会計年度における売上高伸び率は1.5%(前年同期実績1.9%)、売上高営業利益率は8.4%(前年同期実績8.6%)、自己資本利益率(ROE)は8.5%(前年同期実績8.9%)でした。引き続きこれらの指標について、改善及び比率上昇を目指し取り組んでいき更なる企業価値の増大に努めてまいります。

(5)経営環境と対処すべき課題

当社を取り巻く国内外の経済環境は、内需の回復を背景とした緩やかな成長が見込まれる一方で、米国の関税・貿易政策の動向、地政学的リスク、インフレ動向等の影響により、先行きの不確実性が引き続き高い状況にあります。

また、当社グループが属する業界においては、国内では老朽インフラの再整備、大都市圏での再開発、災害復興や耐震・免震構造への建替え、資源循環を背景としたリサイクル関連需要の拡大、さらには森林・林業再生プランに基づく林業機械化の進展などにより、解体環境アタッチメントおよび林業機械の需要は引き続き堅調に推移するものと考えております。海外においても、欧米各国をはじめとする世界各地で、インフラ整備や解体工事、鉄スクラップ関連需要は中長期的に拡大していくことが見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは、ユーザー、協力会社、従業員の安全を最優先に、安定的な商品供給体制の維持・強化に取り組むとともに、生産性向上、品質管理、アフターサービス体制の充実を通じて、お客さま満足度の向上を図ることが重要な経営課題であると認識しております。また、外部環境の変動に柔軟に対応できる事業構造の構築や、収益性および資本効率の向上も引き続きの課題であります。

これらの課題に対応するため、当社グループは、2026年度から2028年度までの3か年を対象とする新中期経営計画「Onyx」を策定し、着実な実行に取り組んでおります。本計画では、安定した国内事業基盤を土台としつつ、海外事業およびアフタービジネスの成長を通じて、「利益の質」「成長の再現性」「資本効率」を重視した価値創造型の成長モデルへの転換を図ってまいります。

とりわけ、海外事業については、北米での事業体制や販売モデルの見直しを進めるとともに、国内事業でも市場特性やコスト構造を踏まえたプライシングの適正化に取り組み、収益性および成長の再現性の向上を図ってまいります。あわせて、事業ポートフォリオの見直し、経営資源配分の最適化、在庫管理の高度化、生産性向上、サービス・ソリューション機能の強化等を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) サステナビリティに関する考え方及び取組

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは経営理念として掲げる“社会に存在価値ある会社”を実現するため、長期ビジョン「VISION 30」を策定し、推進しております。「VISION 30」では当社が関係する様々な環境に対し“人は環境をつくる”をスローガンに、より良い環境づくりを目指す人材を育成し、事業を通じて社会に貢献したいと考えています。私たちは、根幹である建設機械の開発・製造・販売・サポートなどの事業を核として、環境や社会、ガバナンス（企業統治）などに配慮したESG経営を実践しています。

具体的には以下のような活動に取り組み、ESG経営を実行しております。

- E Environment： 解体・リサイクル分野における各種特殊アタッチメントなどの生産性向上による「社会におけるリサイクルシステム」への寄与
林業分野における林業機械、未利用材の資源化機械の生産性向上による「山地・森林資源の保全と有効活用の実現」への寄与
ケーブルクレーン事業を通じたダムなどの「再生可能エネルギー設備の建設・維持管理」への寄与
環境目標の設定や再生可能エネルギーの調達などによる企業責任の遂行
- S Social： 社員の働き方改革やダイバーシティなどの実現
事業活動に関わる全てのパートナーの人権尊重に関する取り組みの推進
- G Governance： 誠実、透明性の高い、積極的な経営判断ができるコーポレート・ガバナンス体制の構築

特に環境問題への取り組みは企業の存続、成長に必要不可欠であることを認識し、気候変動への対応につきましても気候関連財務情報タスクフォース（以下、「TCFD」という。）に沿った取り組みと情報開示を進めてまいります。

ガバナンス

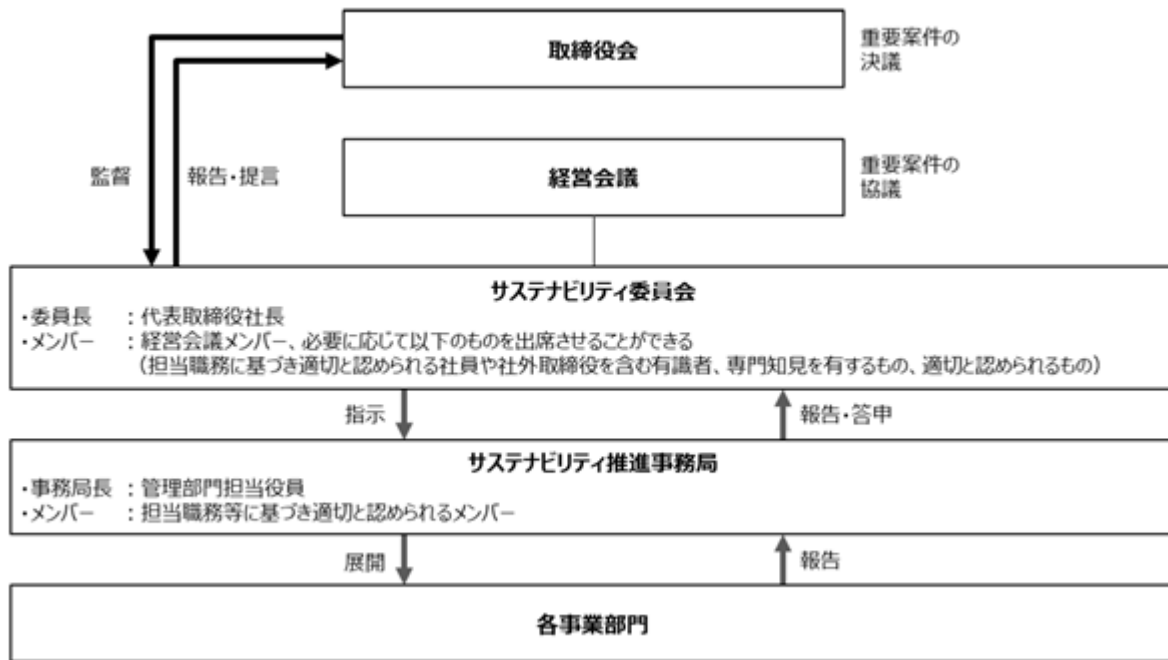
当社グループは、2022年2月に持続可能な社会の実現に向けた取り組みとして、サステナビリティに関する課題に対して積極的かつ機動的に対応し、ESG経営を実効的に進めるために、全社横断組織として「サステナビリティ委員会（年4回、および必要時開催）」（以下、「委員会」という。）を設置しました。

当委員会は、代表取締役社長を委員長とし、経営会議メンバーなどにより構成しています。気候変動や人的資本に関するリスク・機会への対応を含むサステナビリティに関する事項や体制などについて審議し、重要事項は年1回以上取締役会へ報告・提言を行い、監督を受けています。なお、2025年度は2024年度CO2排出量、CDP回答書スコアの報告及びBCP策定に向けての報告を受けております。

また、委員会の運営事務及びサステナビリティ施策を各部門と連携し展開・推進することを目的に「サステナビリティ推進事務局」（以下、「事務局」という。）を設置しています。当事務局では、委員会で取り上げる議案の取りまとめ、委員会からの指示に基づく必要な社内調整など、サステナビリティ施策について、実務レベルでの協議・推進を図り、委員会に報告・答申を行い、指示を受けています。

目標・計画の策定、重点取り組み課題の選定、計画に対する進捗はステークホルダーに適宜開示してまいります。

組織体制は下記図の通りであります。



戦略

マテリアリティ

サステナビリティへ向き合い、私たちの経営理念である「社会に存在価値ある会社」の実現を目指して、マテリアリティ（重要課題）に取り組んでいます。

マテリアリティ	コミットメント
カーボンニュートラルの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素社会の実現に向けて、エネルギー消費量の最小化、次世代再生可能エネルギーの利活用を図る。 ・ 解体現場及び林業、大型土木工事現場での当社製品利用におけるCO2排出について重要度が高いと認識し、電動化、高エネルギー効率化に向けた製品開発・改良の取り組みを推進する。 ・ 間接部門、生産工程でのCO2排出を削減する。
社会におけるリサイクルシステム支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源の有効活用とリサイクルは少資源国では重要な課題であり、効率的なスクラップ&ビルドに資する。 ・ 解体現場の効率化に寄与し、併せて廃材の再資源化により循環型社会を目指す。
山地・森林資源の保全と有効活用の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の効率化に寄与する。 ・ 木材資源の有効活用に寄与する。 ・ 建設困難地における資材物資の移動・搬入用の装置提供により、土地の有効活用を目指す。
働き方改革やダイバーシティ等の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の生産人口減少への対応として、DX活用による生産性向上や自動化等に取り組む。 ・ 採用、人材育成、登用の仕組みと環境を整備することで誰もが働ける場所を提供する。 ・ グループの協力会社においても労働/人権に配慮する。 ・ 働き方改革やダイバーシティ等の実現に向けたコーポレート・ガバナンス体制を強化する。

なお、上記のマテリアリティについて、（国内）解体アタッチメント部門、（国内）林業部門、海外部門、管理部門の各事業部門にて対応方針を定めて取組を推進しております。

リスク管理

代表取締役社長を委員長とする委員会では、財務への影響等の観点から気候変動や人的資本を含むサステナビリティ全般に関するリスク及び機会を識別しております。識別されたリスクの回避、軽減、コントロールと、機会への早期着手に関する方針の策定や対応策の立案などを実施し、年1回以上取締役会への報告・提言を行い、監督を受けています。

リスク及び機会は下記a～eの活動を実行し、管理しています。また、活動は毎年見直しを行ってまいります。

- a シナリオ分析（気候変動関連）
- b 短期・中期・長期のリスク及び機会の特定
- c 特定された重要なリスク及び機会に対する戦略的な取り組み方針の決定
- d リスク及び機会への具体的な対応策の検討
- e リスク及び機会の対応策実行、進捗管理

当社グループは、経営会議にて経営上の各種リスクの洗い出しを行い、当社及び当社子会社を監視し、必要な対策を講じ、経営の影響度に応じた機動的かつ最適な対応がとれるよう、リスク管理体制の構築に努めております。サステナビリティ全般に関するリスク及び機会は、上記の通り委員会において識別・評価し、重要と評価したリスクは、経営会議に報告した上で全社のリスク管理体制の中で対応を行います。

指標及び目標

4つのマテリアリティ全てに指標及び目標を設定しており、委員会で進捗を確認しています。

- a カーボンニュートラルの実現
 - ・CO2排出削減（Scope1、2） 2050年に実質ゼロ [グループ内(海外版社を除く)]
 - ・CO2排出削減（Scope1、2） 2030年に50%減（2018年比）[グループ内(海外版社を除く)]
 - ・Scope3 CO2排出削減への取組（仕組み構築とターゲット選定）
- b 社会におけるリサイクルシステム支援
 - ・2030年アタッチメント解体業務の生産性10%向上（当社従来自社製品2020年比）
 - ・コンクリート等の建設廃材の再資源化率98%以上維持への寄与
- c 山地・森林資源の保全と有効活用の実現
 - ・2030年林業関連機器の生産性10%向上（当社従来製品2020年比）
 - ・水力発電能力の維持への寄与2.5億kwh/年（2030年まで）
- d 働き方改革やダイバーシティ等の実現
 - ・社員幸福度測定の仕組み導入と幸福度の向上
 - ・女性社員比率 25%（2030年）
 - ・女性取締役比率 25%（2030年）
 - ・協力会社選定時の労働/人権配慮の実施

(2) 気候変動に関する取組
 戦略

「シナリオ分析」

当社グループでは、2100年における世界の気温上昇が1.5 上昇、2 上昇、4 上昇の世界観を想定し、2030年、および2050年におけるシナリオ分析を実施しました。

初年度は対象をオカダアイオン株式会社（国内のみ）、株式会社南星機械、株式会社アイオンテックに絞り、シナリオ分析を進めました。今後順次、オカダアイオン株式会社（海外）や他のグループ会社にも展開していきます。

以下に示す政府機関及び研究機関で開示されているシナリオなどを参照して、重要度の評価及び財務影響の分析を実施しています。

- ・ IEA 「World Energy Outlook 2024」（2024年） NZE2050 / APS / STEPS
- ・ IPCC 「AR6」 SSP1-1.9（1.5 シナリオ） / SSP1-2.6（2 シナリオ） / SSP5-8.5（4 シナリオ）

「リスク、機会」

特に当社グループへの影響が大きく、実際に起きる可能性も高いと想定されるリスク 8 項目、機会 5 項目を開示いたします。

種類	リスクの発生する要因	具体的内容	2030年の財務影響		
			1.5℃(2℃)	4℃	
移行 リスク	政策 及び 規制	GHG排出の価格付け進行	炭素税導入で仕入や燃料等のコストが増加することに伴う収益の減少	大	小
		既存製品/サービスに対する義務化/規制化	省エネルギー対応や再生可能エネルギー使用への移行（義務化含む）に伴う収益の減少	中	-
			リサイクル材への移行に伴う収益の減少	小	-
	技術	既存製品/サービスの低炭素オプションへの置換	省エネ・電動化等に対応する技術革新で長期的な技術優位性が低下することによるシェア低下・売上減少	小	-
		低炭素技術への移行に伴う先行コスト	環境配慮技術（脱炭素化、資源循環等）の研究開発コストの発生	中	-
市場	消費者行動の変化	ショベルアタッチメント以外の解体工法の出現による市場縮小・売上減少	大	大	
物理的 リスク	急性	サイクロンや洪水などの異常気象の重大性と頻度の上昇、山火事の可能性と重大性の上昇	自然災害の頻発・激甚化でサプライチェーンが寸断することに伴う売上減少	小	小
	慢性	降雨パターンの変化、気象パターンの極端な変動、平均気温の上昇、海面の上昇	自然資源や水、電力、原材料等の供給不安定化に伴う調達コストの増加	大	大
機会	製品及び サービス	低炭素商品/サービスの開発・拡大、R&Dとイノベーションを通じた新製品・サービス開発	電動化、高エネルギー効率化等、環境配慮に資する技術開発の先行による売上増加	中	-
		市場	新たな市場へのアクセス、公共センターのインセンティブの利用、保険補償を新たに必要とする資産・地域へのアクセス	災害からの復興、若しくは災害対策や強靭化、インフラ整備のための建機、林業機械の需要増加	小
	資源リサイクル、林業、再エネ関連需要の増加		小	-	
	環境配慮型建物（再エネ・高気密高断熱）へのリニューアルに伴う解体需要の増加		大	-	
	低炭素市場の拡大に伴う海外展開の強化により売上増大	小	-		

財務影響は、大：営業利益比率10%以上、中：3%以上～10%未満、小：3%未満にて評価しています。

「対応策」

特定したリスク、機会に対する中長期での対応策につきましては、継続的な実施と効果評価を行い、事業活動のレジリエンスを高めてまいります。対応策とその具体的内容については以下のとおりです。

対応策	具体的内容
① 省エネルギー化や再生可能エネルギーの使用推進と低炭素素材への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化や再生可能エネルギー使用の推進（設備の低・脱炭素化等） ・低炭素素材（リサイクル材等）への転換 ・リサイクル材使用の証明および開示
② 国内市場での気候変動対応に伴う需要増加や様々な要求に対応できる体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の増加 ・省力化、自動化に対応した新製品の開発 ・専用性や特殊性の高いカテゴリのニーズ把握と製品開発の実施 ・自社特有の技術組み合わせによる顧客ニーズへの対応 ・製品確保のための製造ライン増強 ・関連会社との連携強化による、製品開発力強化や生産性向上、メンテナンス対応力強化 ・技術開発への投資、産学連携、業務提携、M&A等の検討
③ 環境配慮に貢献する製品の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素製品の開発・ラインナップ拡充と市場投入 ・低炭素化、資源循環、高効率機械等優先すべき当社独自製品やサービスの仕分けと推進
④ 自然災害や資源供給不安定化への対応推進	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーの強靱化促進 ・自社のBCM推進
⑤ 海外市場での気候変動対応に伴う需要増加や様々な要求に対応できる体制構築と製品の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の増加 ・海外向け商材の確保 ・低炭素製品の開発・ラインナップ拡充と市場投入 ・当社未参入顧客向けの拡販推進

その他にも当社グループは、2023年7月にTCFD提言への賛同を表明しております。また、「CDP気候変動質問書」においては2024年度と2025年度に回答書を提出し、共に「B(自社の環境リスクや影響について把握し、行動しているレベル)」と評価されました。また、「再エネ100宣言 RE Action」にも参加し他の参加団体とともに使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する行動に取り組んでおります。

指標及び目標

GHG排出量削減目標

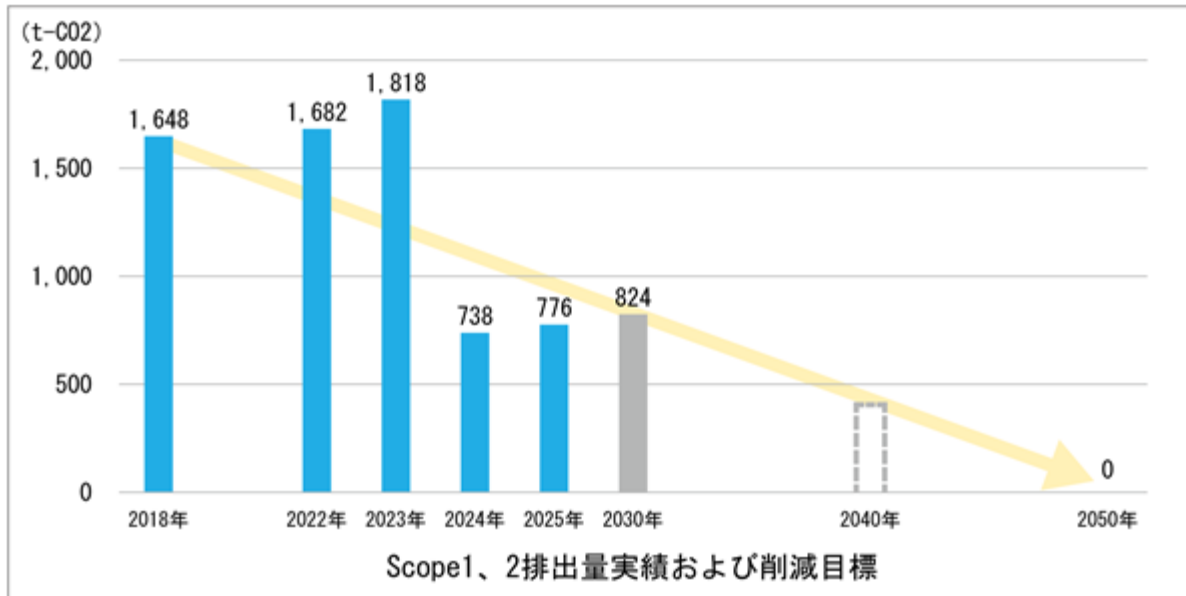
当社グループでは2018年度より事業活動におけるCO2排出量（以下、「Scope1、2」という。）、および2021年度より材料の調達や販売した製品の使用なども含んだサプライチェーンのCO2排出量（以下、「Scope3」という。）の把握に取り組み始めました。

また、当社グループは「カーボンニュートラルの実現」をマテリアリティに定め、KPIとして2018年度のScope1、2を基準値として、CO2排出量の削減に向け、当社グループのScope1、2（1）削減目標を設定しています。2025年度は、オカダアイオン株式会社と株式会社アイオンテックの全使用電力分および株式会社南星機械の一部使用電力分の非化石証書を購入し、Scope1、2実績は、776 t-CO2となりました。

「2050年度目標 Scope1、2 実質ゼロ」

「2030年度目標 Scope1、2 50%削減（2018年度比）」

1 グループ内（海外拠点を除く）



・2025年までは実績値、2030年、2050年は目標値

(3) 人的資本に関する取組
 戦略

当社グループは「働き方改革やダイバーシティ等の実現」をマテリアリティとし、「VISION 30」の3つの戦略の一つに人材戦略を掲げ、ダイバーシティや働き方改革の推進、人事制度見直しにより「働きやすい、働きたくない、働きがいのある」会社を目指しています。「人づくり」、「人事制度」、「働き方改革・エンゲージメント」の観点から人材戦略施策を検討・実施しており、人材の多様性の確保を含む人材の育成や社内環境整備に以下の観点で取り組んでいます。

<p>人づくり (人材育成方針)</p>	<p>柔軟な採用形態の導入 ・ ・ ・ リファラル採用、エリア採用等多様化促進 女性採用比率の向上 ・ ・ ・ 目標30%以上 社員教育・研修制度の充実 キャリアパスを考慮した人事配置 ・ ・ ・ 適宜社内公募制を実施</p>
<p>人事制度 (人材育成方針)</p>	<p>人事制度、評価制度の見直し ・ ・ ・ 課題を抽出し新制度を設計 社員待遇の改善 人材の多様性 ・ ・ ・ 女性・外国人採用強化 グループ間の制度統一 ・ ・ ・ 子会社の待遇改善</p>
<p>働き方改革・エンゲージメント (社内環境整備方針)</p>	<p>シニアの活用・待遇の維持 ・ ・ ・ 現役時の9割待遇維持が原則 社員幸福度の追求 ・ ・ ・ 社員アンケート実施 社内風土改善 ・ ・ ・ 社内通報窓口や相談窓口を拡充 社内コミュニケーションの活性化策検討</p>

指標及び目標

当社グループでは、「VISION 30」の実現に向けて人材戦略指標を設定しています。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

(オカダアイオン単体ベース)

人材戦略指標		FY2023 (24/3期)	FY2024 (25/3期)	FY2025 (26/3期)	目標・備考
①管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (多様性3指標)		1.7%	3.5%	3.7%	2030年迄に10%
②男性の育児休暇取得率 (多様性3指標)		14.3%	62.5%	71.4%	2030年迄に85%
③労働者の男女の賃金の額の差異 (多様性3指標)		67.8%	64.4%	68.2%	2030年迄に80%
④女性取締役比率 (サステナビリティのKPI)		14.3%	14.3%	28.6%	2030年迄に25%
⑤女性社員比率 (サステナビリティのKPI)		13.5%	15.4%	18.5%	2030年迄に25%
⑥平均残業時間		23.7h	22.5h	22.4h	20h程度
⑦有給休暇取得率 (1年間の取得日数/付与日数)		73.5%	68.4%	72.8%	70%以上
⑧正社員比率		92.4%	92.1%	90.8%	100%
⑨幸福度調査 (社内アンケート)		56.1	58.7	(未集計)	FY2022対比10点以上改善/100点満点
⑩採用と退職	採用 (新卒)	9名	10名	7名	毎年10名
	採用 (中途)	14名	17名	15名	-
	採用合計	23名	27名	22名	-
	離職率	4.6%	4.4%	7.2%	-
	新卒採用の女性比率	22.2%	30.0%	42.9%	30%維持

当社においては、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組が行われているものの、連結グループに属する全ての会社では行われてはいないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため、指標に関する目標及び実績は、提出会社のものを記載しております。

なお、ホームページにサステナビリティ・サイトを構築しております。参照先は以下となります。

<https://okadaaiyon.com/sustainability>

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 主力商品の動向

当社グループは、顧客ニーズに沿った商品開発を推進しており、主力商品として、油圧ブレーカ、圧砕機、林業機械、環境関連機器、ケーブルクレーン等があります。油圧ブレーカは公共投資の減少や欧米及びアジアの需要低迷、圧砕機は都市型解体工事の減少、林業機械や環境関連機器は国の林業関連施策の変更、木材需要や木材解体家屋の減少、ケーブルクレーンは国の公共投資政策の変更等により、それぞれのセグメント売上に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料価格変動の影響について

当社グループ事業の主要原材料の一部分の市況が上昇する局面を迎えた場合、取引業者からの価格引上げ要請が強まる可能性があります。当社では購買担当者を中心に常に市況価格を注視し、取引業者との価格交渉に当たっておりますが、今後、市況が大きく高騰した場合には、原材料費の上昇を抑えきれず、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。ただし、原材料費の上昇が当社の業績に影響を及ぼすまでにはリードタイム期間が長くタイムラグがあるため、価格変動が直ちに業績に反映されるとは限りません。

(3) 海外事業

当社グループにおける海外売上高の比率は23.4%であります。海外事業は予期しえない法律・規制、不利な影響を及ぼす租税制度の変更等これらのリスクに対して、グループ内での情報収集、外部コンサル起用等を通じ、その予防・回避に努めていますが、これらの事象が発生した場合には、事業展開が困難になる可能性があります。また、海外事業は為替相場の動向にも左右されます。

(4) 人材の確保及び育成

当社グループは「社会に存在価値ある会社」としてさらなる成長を目指すために、優秀な人材を確保及び育成する必要があります。従って、新卒・中途採用者の採用に注力し、部門別・階層別の研修の継続による社内教育を行っていますが、当社グループの求める人材の確保、育成が計画どおりに進捗しない場合には、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、一時差異に対して適正な金額を計上していますが、将来の業績変動により課税所得が減少し、一時差異が計画通り解消できなかった場合の繰延税金資産の取崩しは、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 固定資産の減損

当社グループの所有する有形固定資産等の長期性資産について、今後の事業の収益性や市況の動向によっては、減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) M & Aに関する影響について

当社グループは、事業拡大のための経営資源を取得するためにM&Aを行っております。M&Aを実施する際には、将来にわたり安定的な収益を確保できることを十分に検討しておりますが、事業計画の進捗が見通しに比べ大幅に遅れる場合、または計画通りに収益を確保出来ない場合には、のれんに係る減損損失が発生する等により当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害等による影響について

当社グループは国内外に生産・販売・サービスの拠点を設け、事業を展開しています。それらの拠点や協力会社が立地する地域において大規模な地震や水害等の自然災害が発生し、短期間で復旧不可能な甚大な損害を被るなどして、材料・部品の調達、生産活動、製品の販売・サービス活動に遅延や中断が発生した場合、当社グループの経営成績に不利益な影響を与えるリスクがあります。その他、新型コロナウイルスなど疫病の発生等により、経済活動の低迷が続き、さらには営業活動の中断を余儀なくされる場合には、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

その対処として、平時より災害や感染症の発生に備えて、取引先や従業員の安全確保に向け、被害を極小化するための体制を整えています。例えば、当社グループにおける感染症予防対策として、出勤形態はマイカー通勤・時差出勤・在宅勤務の推進、会議形態はwebの積極利用、営業活動に関しては、事業所の休業や出張の自粛などに取り組めるようガイドラインを作成しております。

(9) 製造物責任について

当社グループは品質や安全に関する法令・規則の遵守に努めるとともに、品質と信頼性の維持向上に努めていますが、万が一、予期せぬ製品の不具合により事故が発生した場合、製造物責任に関する対処あるいはその他の義務に直面し、その費用を負担しなければならず、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、製造物責任賠償保険（PL保険）に加入はしておりますが当社が支払う損害賠償額で全てがカバーされる保証はありません。

(10) 為替変動による影響について

当社グループにおいて商品及び製品や原材料の輸出入取引は主要取引の一部であります。為替変動は、当社の外貨建取引から発生する資産及び負債の円換算額に影響を与える可能性があります。また外貨建取引から発生する商品及び製品や原材料の仕入原価にも影響を及ぼす可能性があります。為替リスクを軽減し、またこれを回避するために為替予約をはじめとする対応を講じておりますが、カバーできないほどの急激な為替変動があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 特定取引先への依存による影響について

当社グループは商品及び製品や一部の原材料を特定の仕入先に依存しています。現在、当社との取引関係は良好に推移していますが、仕入先の受注状況や経営戦略の状況により、供給量の減少や供給が滞った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟等について

当社及び連結子会社の国内及び海外における営業活動が訴訟、紛争又はその他の法的手続の対象になることがあります。対象となった場合、訴訟等には不確実性が伴い、その結果を現時点で予測することは不可能です。訴訟等が将来の当社及び連結子会社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社が製造・販売するハイブリッドバケット(林業機械)における一部の仕様について、松本システムエンジニアリング株式会社より当社に対して、特許侵害訴訟が提起されています。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における資産の残高は、39,984,449千円（前連結会計年度末35,994,704千円）となり3,989,745千円増加しました。建設仮勘定が1,060,931千円、商品及び製品が746,997千円、受取手形が481,413千円それぞれ減少しましたが、土地が2,412,859千円、建物及び構築物が1,546,674千円、売掛金が742,137千円、現金及び預金が668,198千円、原材料及び貯蔵品が414,060千円それぞれ増加したことが主な要因です。

（負債）

当連結会計年度末における負債の残高は、21,901,697千円（前連結会計年度末18,755,786千円）となり3,145,911千円増加しました。電子記録債務が1,535,427千円減少しましたが、短期借入金1,715,691千円、1年内返済予定の長期借入金1,527,884千円、転換社債型新株予約権付社債が1,514,000千円それぞれ増加したことが主な要因です。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は、18,082,752千円（前連結会計年度末17,238,918千円）となり843,833千円増加しました。剰余金処分の配当金支払595,513千円を行いました。親会社株主に帰属する当期純利益1,491,882千円を計上したことが主な要因です。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済及び世界経済は、内需を中心に緩やかな成長が続いたものの、米国関税政策や保護主義的な動きを巡る先行き不透明感の高まりに加え、資源・エネルギー価格の動向や地政学リスク等もあり、景況感はやや弱含みで推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは長期ビジョン「VISION30」の方針のもと、国内では解体・インフラ工事需要の堅調な推移を背景に増産と生産性向上を軸にした生産体制強化に取り組みました。また、海外では成長余力の大きい米国・欧州・アジアを中心に営業体制強化を図るなど、更なる持続的成長と企業価値向上に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高26,991,439千円（前年同期比1.5%増）となりました。利益面では、原材料価格の上昇等の影響を受けたものの、販売価格の適正化やコスト削減の効果により、営業利益は2,261,269千円（前年同期比0.8%減）と前年並みの水準を維持しました。経常利益は2,343,642千円（前年同期比4.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,491,882千円（前年同期比1.1%増）となり共に増益を確保いたしました。

当連結会計年度のセグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

国内セグメントは、売上高20,664,739千円（前年同期比0.3%増）となりました。機種別には、油圧ブレーカは建物基礎解体や土木工事などの底堅い需要を背景に売上高931,588千円（前年同期比16.8%増）と増加いたしました。一方、主力の圧砕機は解体需要自体は概ね堅調に推移したものの、人手不足や建設費高騰の影響を受け、売上高9,483,644千円（前年同期比0.5%減）となりました。特に、圧砕機の中では、コンクリート解体に利用される大割機・小割機は売上高6,630,813千円（前年同期比7.3%減）と減少しましたが、鉄骨カッターは大型プラント解体需要を背景に2,713,517千円（前年同期比20.8%増）と増加しました。つかみ機は災害復興向け需要の一巡により、売上高1,303,709千円（前年同期比19.0%減）となりました。林業機械はベースマシンとなる油圧ショベルの販売減やレンタル需要の低下等の影響を受け、売上高1,702,749千円（前年同期比5.4%減）となりました。ケーブルクレーン事業は、水力発電所の改修工事などの受注は順調に推移したものの、工期の影響等により売上高1,302,133千円（前年同期比0.3%減）となりました。輸入商材である大型環境機械は円安による仕入価格上昇の影響を受けたものの、入れ替え促進が功を奏し、売上高691,747千円（前年同期比11.1%増）となりました。アフタービジネスに関しては、原材料売上高は2,026,738千円（前年同期比0.6%減）と微減になりましたが、修理売上高に関しては1,253,100千円（前年同期比7.1%増）と増加いたしました。これらの結果、セグメント利益は、販売価格の見直しによる採算改善等により1,988,388千円（前年同期比3.1%増）となりました。

海外セグメントは、売上高6,326,700千円（前年同期比5.8%増）となりました。北米地域では、販売子会社Okada America, Inc.においてレンタル各社の在庫調整の影響が徐々に緩和する一方、2022年12月に経営統合したOkada Midwest, Inc.ではエンドユーザー向け商製品の販売減が響きましたが、北米合算では売上高4,237,765千円（前年同期比0.5%増）となりました。一方、欧州では前々事業年度後半からの需要の減速影響が落ち着き、圧砕機販売増加により売上高1,113,111千円（前年同期比11.9%増）となりました。アジア地域においては、インド、タイ、台湾等で販売が拡大し、売上高688,065千円（前年同期比40.3%増）となりました。セグメント利益に関しては、北米地域

におけるレンタル機の評価減や関税影響によるコスト増等により、277,351千円（前年同期比19.8%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、有形固定資産の取得による支出3,242,869千円、仕入債務の減少額1,780,020千円、長期借入金の返済による支出754,903千円、売上債権の増加額601,263千円、配当金の支払額594,958千円、法人税等の支払額588,845千円等の減少要因はありましたが、長期借入れによる収入2,438,400千円、税金等調整前当期純利益2,262,632千円、短期借入金の純増額1,653,551千円、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入1,515,000千円、減価償却費652,232千円等の増加要因があったことから、前連結会計年度末に比べ826,160千円増加し、当連結会計年度末には5,492,875千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は190,853千円（前年同期7,803千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益2,262,632千円、減価償却費652,232千円がありましたが、中小受託取引適正化法対応による仕入債務の減少額1,780,020千円、売上債権の増加額601,263千円、法人税等の支払額588,845千円等が計上されたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は3,088,577千円（前年同期1,130,019千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入379,107千円がありましたが、有形固定資産の取得による支出3,242,869千円、定期預金の預入による支出224,460千円等が計上されたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は4,065,186千円（前年同期1,482,887千円の収入）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出754,903千円、配当金の支払額594,958千円等がありましたが、長期借入れによる収入2,438,400千円、短期借入金の純増額1,653,551千円、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入1,515,000千円等が計上されたことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
国内(千円)	6,975,079	97.9
海外(千円)	-	-
合計(千円)	6,975,079	97.9

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
国内(千円)	12,029,114	98.3
海外(千円)	2,509,615	89.0
合計(千円)	14,538,730	96.6

(3) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
国内(千円)	19,481,479	99.7
海外(千円)	6,475,334	104.8
合計(千円)	25,956,813	100.9

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
国内(千円)	20,664,739	100.3
海外(千円)	6,326,700	105.8
合計(千円)	26,991,439	101.5

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりです。連結財務諸表の作成においては、過去の実績やその時点で合理的と考えられる情報に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りには不確実性が伴い実際の結果は異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、25,382,388千円(前連結会計年度末24,503,714千円)となり878,674千円増加しました。商品及び製品が746,997千円、受取手形が481,413千円がそれぞれ減少しましたが、売掛金が742,137千円、現金及び預金が668,198千円、原材料及び貯蔵品が414,060千円、電子記録債権が374,236千円それぞれ増加したことが主な要因です。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、14,602,061千円(前連結会計年度末11,490,990千円)となり、3,111,070千円増加しました。建設仮勘定が1,060,931千円減少しましたが、土地が2,412,859千円、建物及び構築物が1,546,674千円、機械装置及び運搬具が166,435千円それぞれ増加したことが主な要因です。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、17,116,229千円(前連結会計年度末15,682,261千円)となり、1,433,968千円増加しました。電子記録債務が1,535,427千円、流動負債のその他が316,086千円それぞれ減少しましたが、短期借入金が1,715,691千円、1年内返済予定の長期借入金が1,527,884千円それぞれ増加したことが主な要因です。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、4,785,467千円(前連結会計年度末3,073,524千円)となり、1,711,943千円増加しました。転換社債型新株予約権付社債が1,514,000千円、長期借入金が155,613千円増加したことが主な要因です。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、18,082,752千円(前連結会計年度末17,238,918千円)となり、843,833千円増加しました。剰余金処分として配当金595,513千円がりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益1,491,882千円(前連結会計年度1,475,214千円)を計上したことが主な要因です。この結果、自己資本比率は45.2%(前連結会計年度末は47.9%)となりました。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べ408,779千円増加し26,991,439千円(前年同期比1.5%増)となりました。これは主に海外セグメントの売上が増加したことが主な要因です。尚、各報告セグメントの外部顧客に対する売上高の連結売上高に占める割合は、国内セグメントが76.6%、海外セグメントが23.4%となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は、前連結会計年度に比べ133,997千円増加し7,992,676千円(前年同期比1.7%増)となりました。主な要因は、連結売上総利益率は29.6%(前年同期29.6%)とほぼ平均的な率で推移しておりますが連結売上高の前年同期比増という結果に連動した形で、売上総利益も増加となっています。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は、前連結会計年度に比べ17,998千円減少し2,261,269千円(前年同期比0.8%減)となりました。国内セグメントでは増益でしたが海外セグメントでは北米地域におけるレンタル機の評価減や関税影響によるコスト増等により減益となっています。加えて販売費及び一般管理費が前期比較で151,995千円増加しており、売上に占める販管費比率は21.2%(前年同期21.0%)となりました。これらが主な減益要因となっています。

(経常利益)

当連結会計年度における経常利益は、前連結会計年度に比べ105,266千円増加し2,343,642千円（前年同期比4.7%増）となりました。利益増加の主な要因は、昨年の為替差損から一転し為替差益が計上されたことなどが主な要因です。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ16,667千円増加し1,491,882千円（前年同期比1.1%増）となりました。特別損失の計上などもありましたが、連結経常利益の前年同期比増という結果に連動した形で、親会社株主に帰属する当期純利益も増加となっています。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要の主なものは、製品の製造に使用する原材料や部品の調達等の製造費用、販売する取扱商品の仕入費用のほか、生産活動を行うための設備投資資金、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。当社グループは製造メーカーではありますが、外注比率が高く、製造のリードタイムも4～5カ月と長いため、製造設備負担は比較的軽い反面、部材の確保と販売用商品の欠品を防ぐ営業上の理由から在庫負担が大きいという財務バランス上の特徴があります。また、安全性の観点から、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することに加えて、自己資本比率は50%程度を維持することを経営の基本方針としております。以上により、バランスシート上は、固定資産は自己資本で十分賄えておりますが、在庫等の運転資金に関しては金融機関借入で賄う必要があります。また、中長期的な成長に資する前向きな投資に関しては状況に応じて増資等も検討することとしております。一方、不測の事態に備えて主要取引銀行と当座貸越契約を締結し十分な借入枠を有しており、緊急の資金需要や流動性の補完にも対応可能となっております。

5【重要な契約等】

1.当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結いたしました。

契約に関する内容等は、以下のとおりであります。

(1) 契約締結日

2024年2月19日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

都市銀行

(3) 金銭消費契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

契約形態 リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

総額 33億円

弁済期限 2026年4月30日(契約期間2024年2月22日~2027年2月19日 延長最大2回含む)

当該債務に付された担保の内容 無担保

(4) 財務上の特約の内容

借入人は、本契約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行が完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

- ・2024年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2023年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ・2024年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続して0円未満としないこと。

2.当社は、2025年11月13日開催の当社取締役会において、株式会社アドバンテッジパートナーズ(以下「アドバンテッジパートナーズ」といいます。)と事業提携契約を締結することを決議し、同日付で当該契約を締結しました。アドバンテッジパートナーズから受けるノウハウを活用することにより、企業価値向上のための諸施策の検討と着実な実行を積極的に推進してまいります。

3.当社は、財務上の特約が付された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

契約に関する内容等は、以下のとおりであります。

(1) 社債の発行日

2025年12月10日

(2) 社債の期末残高

1,514,000千円

(3) 償還期限

2030年12月10日

(4) 担保・保証の内容

本新株予約権付社債には担保は付されていません。

(5) 財務上の特約の内容

本新株予約権付社債権者は、2028年12月10日(但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由(に定義する。)が生じた場合には、当該事由が生じた日)以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2025年3月期以降の各事業年度の間接期末日及び決算期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合又は2025年3月期以降の間接期末日及び決算期末日における連結の損益計算書上の経常利益に関して、損失を計上した場合をいう。

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、油圧ショベルの先端に取付け、土木建設、解体、スクラップ処理、産業廃棄物処理、砕石等の作業に使用する解体環境アタッチメントと木材の伐採、造材、集材等の作業に使用する林業機械を2つの柱として、これらの分野における専門メーカーとしての豊富な経験と技術の蓄積をもとに優れた商品を開発することを基本方針としております。

国内、海外の各営業拠点からの顧客ニーズ、市場動向の情報等をもとに、新商品具体化の研究開発を推進すると共に成熟期にある商品群については、その高品位化、高品質化、高付加価値化を目指し、競争力のある商品開発をテーマに取り組んでおります。

当社グループの研究開発活動は、国内セグメント、海外セグメントに区別せず実施しております。

なお、研究開発は大阪本社と(株)アイオンテック朝霞工場、(株)南星機械熊本本社の3拠点で行っており、当連結会計年度の研究開発費は208,808千円であります。

(1) TOPシリーズ油圧ブレーカ

当社グループの油圧ブレーカは市場ニーズに応え、世界戦略モデルTOP-Jシリーズのラインナップ化を行ってまいりました。

2025年度は、国内においては、需要の減少により若干の販売台数が減少いたしました。国内シェアは前年とほぼ同数となっております。海外においても、本年度、世界最大の建設機械展示会bauma2025において本機を展示し、ヨーロッパ市場での発売を開始し順調な滑り出しで台数を増やしております。

今後、日本・ヨーロッパを中心に全世界にてTOP-Jシリーズの油圧ブレーカの年間5,000台を販売目標としてまいります。

協力会社のベトナム工場も順調に稼働しており販売計画を踏まえ、1機種を増やし現在4機種の製造をしており国内・海外に出荷を行っています。

油圧ブレーカの需要は中国を除いた世界で70,000台強と開拓の余地はあり、当社の販売台数は増やすことが可能であると考えております。

当社グループといたしましては『MADE IN JAPAN』の油圧ブレーカTOP-Jシリーズの全ラインナップを全世界に投入してシェア拡大を図ってまいります。

(2) サイレントTS-Wクラッシャー・TS-Wカッター・TSRCクラッシャー

多くのさまざまな解体現場で好評を得ております大割機TS-Wクラッシャーについては、耐久力を向上させ、メンテナンス性能にも優れた新型WDシリーズへのモデルチェンジを進めております。顧客ニーズを反映し、細分化したシリーズ展開を行い超小型機種TS-WB250から超大型機種TS-WD2800Vまでの豊富な14機種のラインナップを展開してはりましたが、昨年度は更にTS-WD1400と同クラスの軽量化版TS-WD1350が加わりラインナップは15機種へと拡幅しました。

また、10年以上の長期間、超大型機のベストセラーとして人気を博したTS-WB1900は開口幅の拡大とアームの開閉スピードアップ、ほか数々の改良を加え進化したTS-WD2000へとモデルチェンジをとげ、多数の受注を頂いており、顧客ニーズへの更にきめ細かい対応が実現できました。

鉄骨カッターのクロスカッターシリーズでも、昨年度は新たに世界最大級の超大型機TS-W2300XCVと、同じく超大型機でタンカーなどの大型船舶の解体専用機TS-WS1000Vの2機種を開発、販売しました。当該機においては従来の建物以外の大型船舶解体という新たな分野でも活躍が期待されております。今後も新たな機種開発によりラインナップの拡張を推進いたします。

従来機では解体が困難な鉄筋・鉄骨とコンクリートが混在しているSRC構造の建物解体に適したTSRCクラッシャーも引き続き高い評価を頂いております。まだ量産の受注開始には至っておりませんが昨年度はシリーズ最小のTSRC935を開発しフィールドテストの結果も良好となっており、まもなくシリーズ拡張が予定されています。

上記以外でもTS-Wクラッシャー2機種、TS-Wカッター2機種の開発が完了しており、フィールドテスト中、又はテスト待ちの状態となっております。

また昨年度は当社製品を生産する上で最も重要で特長的な役割を果たす鋳鋼品メーカーを複数開拓できた事で生産能力と製品開発スピードの大幅改善を果たすことができました。

(3) アイオンカブラー

油圧ショベルの大型化に伴い、アタッチメント交換の際に重い取付けピンを抜き差しする作業は危険を伴い多くの時間が必要となっていました。当社では短時間で安全にアタッチメントの交換が行える、20t～200tショベル用のアイオンカブラーSE200～SE2000のシリーズ5機種を市場導入し高い評価を頂いております。毎年、耐久性強化対策に加え細部に渡る改良を施すことで更なる信頼性アップと解体現場環境の安全に貢献しております。

昨年度も各部の回転支持部品の改良を行い、製品の長寿命化とメンテナンス性向上対策を施しております。

また、一昨年度より生産能力の増強に努めておりましたが、昨年度には鑄鋼品メーカーを複数開拓できた事で生産能力の改善も果たすことができました。

今後さらに現場環境の改善、安全性の向上と省力化を実現する商品の開発と生産を進めてまいります。

(4) 海外向けアタッチメント

破砕歯交換式回転機能付圧砕機のORC-280Bはフィールドテストを終え販売準備を完了しました。

また、20tクラスのORC-200Bの開発を行いました。

TT海外仕様の多目的バケット(ソーティング・グラブ)のODシリーズについては新たにミニクラスのOD-35R、30tクラスのOD-300Rの2機種の追加を行い、販売開始へと進めています。

(5) O-ATTA(アタッチメント稼働状況管理システム)

油圧ショベル側システムに依存することなく、アタッチメントの「状態(稼働・停止)」「位置」「記録(稼働時間)」を把握でき、アタッチメントの効率的な管理と適切なメンテナンス実施に寄与するオリジナルデバイスと管理ソフトを開発しています。量産仕様に向けての実装確認と評価のまとめを実施しました。

(6) 大型破砕機(大型環境機械)

自社開発を行った中低速破砕機BIG-BASSシリーズ最小クラスのSRS-475Cに市場投入後のフィードバックを反映し改良、改善を実施しました。

また資材高騰による値上げを抑制する為、コストダウンに対応した各部品の見直しも併せて実施しました。

(7) 小割機(OSC)

既にシリーズ化を終えて成熟期に入ったOSCシリーズですが以下の4機種を新たに展開しました。

パワーアップしたOSC-210Dの24V仕様マグネットの付の210MDを販売開始。

最多販売数クラスである20tクラスに該当のOSC-200D、さらに24Vマグネット仕様のOSC-200MDの開発。

また、30tクラスのOSC-360Dを開発しました。

今後、フィールドテストを行い販売へと進めて参ります。

(8) ハイブリッドバケット

伐倒機能を排除し根掘り、集積・地均しに専用化した、12tクラスのOHB-100の開発を終えて販売を開始しました。

20tクラスのOHB-180もフィールドテストの実施を終えて販売に向けて準備しております。

(9) ローラ式プロセッサ

ローラ式プロセッサのラインナップとして8tショベル用のNPG-30Rの新規開発を行いました。

(10) ケーブルクレーン用ウインチ

従来モデルCNW-12Rからコンパクトサイズ化および操作性向上させたケーブルクレーン用ウインチKNW-12Rを開発いたしました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の額（のれんを除く）は3,855,728千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

(1) 国内

主なものは、北関東営業所新築建設費用873,961千円、関西支店新築建設費用671,346千円であります。

(2) 海外

当連結会計年度において重要な設備投資は行っておりません。

(3) 全社共通

主なものは、一部本社部門移転用土地建物取得費用963,527千円、本社土地取得費用534,909千円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び 運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース 資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市港区)	-	統括業務施設	70,910	7,444	668,637 (5,615)	-	5,546	752,538	24 (5)
機械部 (大阪市港区)	国内	統括業務施設	87,801	21,754	- (-)	3,531	3,369	116,458	18 (3)
営業部 (大阪市港区)	国内	統括業務施設	-	339,499	- (-)	-	3,871	343,370	6 (1)
アフターマーケット部 (大阪市港区)	国内	統括業務施設	149,879	2,325	- (-)	3,663	392	156,260	14 (1)
一部本社移転先 (大阪市中央区)	-	統括業務施設	209,861	-	752,469 (179)	-	-	962,331	-
東京本店 (東京都板橋区)	国内	販売・組立 修理設備	162,149	12,572	738,273 (1,611)	42,112	2,302	957,410	36 (3)
東京オフィス (東京都板橋区)	国内	統括業務施設	-	1,900	- (-)	-	146	2,047	3
北関東営業所 (埼玉県鴻巣市)	国内	販売・組立 修理設備	824,982	42,052	412,714 (4,670)	84,948	19,117	1,383,814	-
関西支店 (大阪市港区)	国内	販売・組立 修理設備	702,999	74,967	549,711 (4,431)	65,103	4,095	1,396,878	23
広島営業所 (広島市西区)	国内	販売・組立 修理設備	197,178	15,658	161,199 (1,288)	26,663	708	401,408	11
海外事業所 (大阪市港区)	海外	販売・組立 修理設備	479	2,655	- (-)	-	267	3,401	14 (2)
四国営業所 (愛媛県伊予郡)	国内	販売・組立 修理設備	157,275	23,037	120,937 (2,086)	6,912	329	308,492	12 (1)
中部営業所 (岐阜県大垣市)	国内	販売・組立 修理設備	315,414	36,816	115,745 (2,475)	36,365	1,212	505,554	12
北陸営業所 (石川県金沢市)	国内	販売・組立 修理設備	96,745	11,526	87,904 (1,816)	19,797	248	216,223	9 (1)
福岡営業所 (福岡県大野城市)	国内	販売・組立 修理設備	32,654	14,821	78,458 (2,543)	1,681	22	127,636	13 (1)
熊本営業所 (熊本県菊池市)	国内	販売・組立 修理設備	1,318	24,102	- (-)	8,488	1,019	34,928	13
湘南営業所 (神奈川県平塚市)	国内	販売・組立 修理設備	317,413	16,475	243,191 (2,247)	5,489	244	582,814	16 (1)
仙台営業所 (仙台市宮城野区)	国内	販売・組立 修理設備	242,921	8,406	389,763 (2,909)	34,035	951	676,079	14 (2)
盛岡営業所 (岩手県紫波郡)	国内	販売・組立 修理設備	101,616	12,448	50,800 (1,682)	23,511	359	188,736	11
札幌営業所 (札幌市白石区)	国内	販売・組立 修理設備	368,352	12,751	250,000 (2,856)	30,136	377	661,618	10 (1)
その他	-	-	-	17,639	-	-	597	18,237	14 (4)
合計			4,039,955	698,857	4,619,805 (36,411)	392,440	45,181	9,796,241	273 (26)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
 2 建物には建物附属設備を含んでおります。
 3 機械装置及び運搬具の内訳は機械及び装置(自用)149,947千円、機械及び装置(賃貸)449,933千円、車両運搬具98,977千円であります。
 5 機械部、営業部、海外事業所、アフターマーケット部の土地の面積については、本社に含まれており、合わせて5,615㎡であります。
 6 土地及び建物の一部を賃借しております。年間賃借料は112,638千円であります。賃借している土地の面積につきましては()で外書きしております。
 7 熊本営業所につきましては建物を国内子会社の(株)南星機械から賃借しております。
 8 従業員数の()は、臨時従業員を外書しております。
 9 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現取引消去前の金額を記載しております。

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース 資産 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
(株)アイオンテック	朝霞工場 (埼玉県朝霞市)	国内	建設機械の 製造	511,923	54,278	732,826 (10,678)	3,283	17,766	1,320,077	32 (4)
(株)南星機械	(熊本県菊池市)	国内	林業、産業 機械・ケー ブルクレー ン等の製 造・販売	286,720	94,717	176,841 (18,758)	34,867	4,085	597,232	138 (23)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
 2 (株)南星機械は土地及び建物の一部を賃借しております。年間賃借料は21,976千円であります。
 3 従業員数の()は、臨時従業員を外書しております。
 4 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現取引消去前の金額を記載しております。

(3) 在外子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース 資産 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
Okada America, Inc.	(アメリカ合衆国 オレゴン州)	海外	建設機械の 販売	893,557	1,699	135,968 (17,946)	18,505	506	1,050,237	29 (3)
Okada Midwest, Inc.	(アメリカ合衆国 イリノイ州)	海外	建設機械の 販売・修 理・リース	86,748	10,990	117,795 (54,440)	-	9,727	225,262	19 (1)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
 2 Okada America, Inc.は土地及び建物の一部を賃借しております。年間賃借料は5,016千円であります。
 3 従業員数の()は、臨時従業員を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
オカダアイヨン(株)	広島営業所 (広島市西区)	国内	事業所増設の ための用地 取得	245,000	-	自己資金	2026.4	2026.9	-

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,378,700	8,378,700	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株で あります。
計	8,378,700	8,378,700	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2013年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6
新株予約権の数(個)	26
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2013年10月1日 至 2043年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 614 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会 の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とします。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとします。

2. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとし、かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによるものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することと致します。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものと致します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式と致します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定致します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円と致します。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定致します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定致します。

決議年月日	2014年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6
新株予約権の数(個)	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2014年12月26日 至 2044年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 762 資本組入額(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とします。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとします。

2. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとし、かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによるものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することと致します。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものと致します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式と致します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定致します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円と致します。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定致します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定致します。

決議年月日	2015年12月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）	23
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	2,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 2015年12月27日 至 2045年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 841 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとします。

2．資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとし、かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによるものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することと致します。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものと致します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式と致します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定致します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円と致します。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定致します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定致します。

決議年月日	2016年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7
新株予約権の数(個)	44
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2016年12月27日 至 2046年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 748 資本組入額(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とします。

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとします。

2. 資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとし、かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによるものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することと致します。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものと致します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式と致します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定致します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円と致します。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定致します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定致します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権及び新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2025年11月13日
新株予約権の数(個)	11,040
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,104,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	行使価額 2,038 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2025年12月11日 至 2030年12月10日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、当社と割当先との間で締結された引受契約において、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落し、(注)3.(2)に従い行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 行使価額の修正基準

2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

(3) 行使価額の修正頻度

3回(2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日に修正されることがある。)

(4) 行使価額の下限等

(注)3.(2)に従い修正される行使価額の下限は、1,700円とする(但し、(注)3.(3)乃至にに定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

(5) 割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の総数は、1,104,000株(2025年9月30日現在の発行済普通株式総数8,378,700株に対する割合は、13.18%)。但し、(注)2.に記載のとおり、調整されることがある。

(6) 繰上償還条項等

本新株予約権は、(注)6.に従い、全部取得されることがある。

(7) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

(注)1.(4)に記載の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額は、1,877,904,000円である。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,104,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、（注）2.（2）乃至（4）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、（注）2.（2）乃至（4）に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
- (2) 当社が（注）3. に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）3.（3）に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る（注）3.（3） a、c及び による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（注）3.（3） bホに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、（注）3.（2）に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 行使価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価格（以下「行使価額」という。）は、2,038円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。なお、行使価額は（注）3.（2）又は（3）乃至 に定めるところに従い修正又は調整されることがある。

2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日（修正日）まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」とは、1,700円をいう（但し、下限行使価額は（注）3.（3）乃至 に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

- (3) 行使価額の調整

行使価額の調整

- a 当社は、本新株予約権の発行後、（注）3.（3） bに掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- b 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価（（注）3.（3） b に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の社内取締役が当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社社内取締役に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

二 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ（注）3.（3） b イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）3.（3）

b イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

c イ 当社は、本新株予約権の発行後、下記ロに定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} \quad \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ロ 「特別配当」とは、2030年12月10日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2030年12月10日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に40%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が0円を下回る場合（当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には0円とする。）を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議のうえ合理的に調整された金額。）を超える場合に当該超過額をいう。

ハ 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

a 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

b 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、（注）3.（3） b ホの場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

- c 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に(注)3.(3) b、c又は(3) に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数含まないものとする。
- d 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

本新株予約権の発行後、(注)3.(3) に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額((注)3.(3) bの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株あたりの対価、(注)3.(3) cの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、(注)3.(3) において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が1,700円を下回ることとなる場合には、1,700円とする。)に調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(注)3.(3) により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づく普通株式の発行又は普通株式の処分、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- c 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- d (注)3.(3) a及びbの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注)3.(3) a及びbにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、(注)3.(3) bホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (注)3.(3) c及びのうちの複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

(注) 3 . (3) c 及び の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a 株式の併合、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- d 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(注) 3 . (2) により行使価額の修正を行う場合、又は(注) 3 . (3) 乃至 により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。) は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4 . 新株予約権の行使期間

2025年12月11日から2030年12月10日(但し、(注) 6 . に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。))までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日
- (2) 振替機関が必要であると認められた日
- (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

5 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、(注) 2 . 記載の株式の数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(注) 5 . (2) 記載の資本金等増加限度額から(注) 5 . (2) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 . 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

< 行使制限 >

割当先は、2025年12月11日から2026年6月10日までの期間は、本新株予約権を行使しません。

にかかわらず、a 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の(注)8.(2)に記載の繰上償還事由に該当した場合、b 本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていないことが判明した場合、c 当社が割当先による本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使することに合意した場合、d 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合、e 当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に重大な点において違反した場合、f 当社が有価証券報告書又は半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。

割当先は、本新株予約権及び本新株予約権付社債を行使又は転換することにより交付を受ける発行会社の株式を取引所金融商品市場外取引(但し、PTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除きます。)において譲渡する場合、当社の事前の書面による承諾なく、本契約に別途定める法人その他の団体に対して譲渡を行わないものとします。

割当先は、本新株予約権及び本新株予約権付社債を行使又は転換することにより交付を受ける当社の株式を取引所金融商品市場外取引(但し、公開買付けに対する応募(発行会社が反対の意見表明を行った公開買付けに対する応募は除きます。)、公開買付けに係るスクイズアウトにおける売却、並びにPTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除きます。)において譲渡しようとする場合には、当該譲渡の譲渡先について、実務上可能な範囲で当社と誠実に協議の上、決定するものとします(但し、割当先が、本新株予約権及び本新株予約権付社債を行使又は転換することにより交付を受ける当社の株式を譲渡する義務を法令等に基づき負う場合には、この限りではありません。)

< 優先交渉権 >

本引受契約において、当社は、払込期日から割当先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式(以下「株式等」と総称する。)を保有しなくなった日までの間、割当先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等の発行、処分又は付与(以下「発行等」という。)(但し、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において決議された譲渡制限付株式報酬制度(以下「本株式報酬制度」という。)に基づき、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下本項において同じ。)に対して、当社の普通株式を交付する場合(但し、本株式報酬制度について、各事業年度において当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数の上限、当社の取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額その他の事項に変更があった場合において、当該変更後の本株式報酬制度に基づき発行会社の取締役に対して発行会社の普通株式を交付する場合を除きます。)は、この限りではありません。)を行ってはならない旨、また、払込期日から2030年12月10日又は割当先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合(但し、本株式報酬制度に基づき、発行会社の取締役(社外取締役を除く。)に対して、発行会社の普通株式を交付する場合を除きます。)、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨の合意をしております。

< 本新株予約権の取得請求権 >

当社が発行する株式について、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社の株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社の株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社の株式を取得した場合、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、組織再編行為(以下に定義する。)が当社の取締役会で承認された場合、支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、スクイズアウト事由(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して5営業日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権の割当日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続をいいます。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が50%超となった場合をいいます。

「スクイズアウト事由」とは、（i）当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、（ii）当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は（iii）上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。

また、本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が修正又は調整された場合には、当該修正又は調整後の行使価額とします。）の60%（但し、1円未満は切り捨てます。）を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、払込期日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、本割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）の20%を下回った場合、割当先が本新株予約権の行使可能期間の最終日の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、本事業提携契約が終了した場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して5営業日目の日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (4) その他投資者の保護を図るための必要な事項
該当事項はありません。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2025年11月13日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	736,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	転換価額 2,038 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2025年12月11日 至 2030年12月6日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注)3
新株予約権付社債の残高(千円)	1,514,000

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております

(注)1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本転換社債型新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、(注)3.(2)に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正基準

2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

(3) 転換価額の修正頻度

3回(2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日に修正されることがある。)

(4) 転換価額の下限等

(注)3.(2)に従い修正される転換価額の下限は、1,700円とする(但し、(注)3.(3)乃至に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

(5) 繰上償還条項等

本新株予約権付社債は、(注)8.(2)に従い、繰上償還されることがある。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、2,038円とする（当該転換価額を、以下「当初転換価額」という。）。なお、転換価額は（注）3.（2）及び（3）乃至 に定めるところに従い修正又は調整されることがある。2026年4月30日、2027年4月30日及び2028年4月30日（修正日）において、修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、1,700円とする（但し、（注）3.（3）乃至 に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(3) 転換価額の調整

転換価額の調整

- a 当社は、本新株予約権付社債の発行後、（注）3.（3） b に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- b 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価（（注）3.（3） b に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の社内取締役が当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の取締役に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- 二 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
 調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ホ（注）3．（3） b イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、（注）3．（3）
 b イ乃至八にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした本転換社債型新株予約権を有する者（以下「本転換社債型新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

特別配当による転換価額の調整

- a 当社は、本新株予約権付社債の発行後、（注）3．（3） b に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} \quad \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額当たりの本転換社債型新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- b イ 「特別配当」とは、2030年12月6日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における各本社債の金額当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2030年12月6日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における各本社債の金額当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数に(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に40%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が0円を下回る場合（当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には0円とする。）を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議のうえ、合理的に調整された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- a 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- b 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、（注）3．（3） b ホの場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- c 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に（注）3．（3） b 又は に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含めないものとする。
- d 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- e 本新株予約権付社債の発行後、(注)3.(3) fに掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(注)3.(3) fロの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、(注)3.(3) fハの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、(注)3.(3) fにおいて調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が1,700円を下回ることとなる場合には、1,700円とする。)に調整される。但し、本号による転換価額の調整は、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の社内取締役が当社普通株式を交付する場合及び当社の社内取締役に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- f (注)3.(3) eにより転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- イ 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づく普通株式の発行又は普通株式の処分、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ロ 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ハ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ニ (注)3.(3) fイ及びロの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注)3.(3) fイ及びロにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした本転換社債型新株予約権者に対しては、(注)3.(3) bホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (注)3.(3) a、 a及び eのうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。
- (注)3.(3) b、 b及び fの転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- a 株式の併合、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - c 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - d 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(注) 3 . (2) により転換価額の修正を行う場合、又は(注) 3 . (3) 乃至 により転換価額の調整を行うとき(下限転換価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4 . 新株予約権の行使期間

本転換社債型新株予約権者は、2025年12月11日から2030年12月6日(注) 8 . (2) に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

5 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、(注) 3 . 記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。

(2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(注) 5 . (2) 記載の資本金等増加限度額から(注) 5 . (2) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 . 新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。但し、当社と割当先との間で締結される本引受契約において、本新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる(但し、本新株予約権付社債の発行価額の払込みに関して割当先に対して貸付けを行う予定の金融機関に対して行う担保提供、及び当該担保の実行に伴う、当該担保の担保権者若しくはその子会社・関連会社又は当該担保権者の指定する第三者に対する譲渡については、この限りでないものとする。)

7 . 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、(注) 8 . (2) a に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、(注) 7 . (1) 乃至(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)3.(2)と同様の修正及び(注)3.(3)乃至と同様の調整に服する。

合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注)4.に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、(注)4.に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

(注)7.の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

8. 償還の方法

(1) 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は、(注)8.(2)に定める金額による。

(2) 社債の償還の方法及び期限

本社債は、2030年12月10日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

繰上償還事由

a 組織再編行為による繰上償還

イ 組織再編行為((注)8.(2) a 二()に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(注)8.(2) a 二()に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して償還日(当該組織再編行為の

効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知のうえ、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

□ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ((注)8.(2) aに定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

ハ 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

() 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額((注)3.(2) に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)

()()以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において(注)3.(3) b、 b、 f及びに記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、(注)3.(3)に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

ニ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。

() 組織再編行為

当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

() 承継会社等

当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社若しくは株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

ホ 当社は、(注)8.(2) aに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

b 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知のうえ、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、(注)8.(2) aに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

□ (注)8.(2) a及びbの両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、(注)8.(2) aの手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に(注)8.(2) bに基づく通知が行われた場合には、(注)8.(2) bの手続が適用される。

c スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日（振替機関の休業日ではない日をいう。以下同じ。）目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、（注）8 .（2） aに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

d 支配権変動事由による繰上償還

- イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（（注）8 .（2） dに定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、（注）8 .（2） aに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。
- ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

e 社債権者の選択による繰上償還

- イ 本新株予約権付社債権者は、2028年12月10日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（（注）8 .（2） eに定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- ロ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2025年3月期以降の各事業年度の間期末日及び決算期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合又は2025年3月期以降の間期末日及び決算期末日における連結の損益計算書上の経常利益に関して、損失を計上した場合をいう。

f 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

- イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（（注）8 .（2） fに定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所所有証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 買入消却

当社及びその子会社（（注）8 .（3） に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

9. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

< 行使制限 >

割当先は、2025年12月11日から2026年6月10日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。

にかかわらず、第5回新株予約権の(注)7.(1)<行使制限>中の記載の事由に該当する場合には、割当先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。

割当先は、本新株予約権及び本新株予約権付社債を行使又は転換することにより交付を受ける発行会社の株式を取引所金融商品市場外取引(但し、PTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除きます。)において譲渡する場合、当社の事前の書面による承諾なく、本契約に別途定める法人その他の団体に対して譲渡を行わないものとします。

割当先は、本新株予約権及び本新株予約権付社債を行使又は転換することにより交付を受ける当社の株式を取引所金融商品市場外取引(但し、公開買付けに対する応募(発行会社が反対の意見表明を行った公開買付けに対する応募は除きます。)、公開買付けに係るスクイズアウトにおける売却、並びにPTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除きます。)において譲渡しようとする場合には、当該譲渡の譲渡先について、実務上可能な範囲で当社と誠実に協議の上、決定するものとします(但し、割当先が、本新株予約権及び本新株予約権付社債を行使又は転換することにより交付を受ける当社の株式を譲渡する義務を法令等に基づき負う場合には、この限りではありません。)

< 優先交渉権 >

本引受契約において、当社は、払込期日から割当先が当社の株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式(以下「株式等」と総称する。)を保有しなくなった日までの間、割当先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等の発行、処分又は付与(以下「発行等」という。)(但し、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において決議された譲渡制限付株式報酬制度(以下「本株式報酬制度」という。))に基づき、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下本項において同じ。)に対して、当社の普通株式を交付する場合(但し、本株式報酬制度について、各事業年度において当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数の上限、当社の取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額その他の事項に変更があった場合において、当該変更後の本株式報酬制度に基づき発行会社の取締役に対して発行会社の普通株式を交付する場合を除きます。)は、この限りではありません。)を行ってはならない旨、また、払込期日から2030年12月10日又は割当先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合(但し、本株式報酬制度に基づき、発行会社の取締役(社外取締役を除く。)に対して、発行会社の普通株式を交付する場合を除きます。)、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨の合意をしております。

< 本新株予約権付社債の繰上償還請求権 >

本新株予約権付社債の発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合には、割当先は、いつでもその選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を買入日として、その保有する本新株予約権付社債のうち当該通知において指定する金額の本新株予約権付社債を、金100円につき100円で買い入れることを、当社に対して請求する権利を有するものとし、かかる請求があった場合、当社は、当該通知日から30日以上60日以内の日を買入日として、当該通知において指定する金額の本新株予約権付社債を、金100円につき100円で買い入れるものとするを合意しております。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(4) その他投資者の保護を図るための必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年3月27日 (注)	150,000	8,378,700	97,533	2,221,123	97,533	2,171,688

(注) 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資) 150,000株

主な割当先 S M B C日興証券株

発行価格 1,300.44円

資本組入額 650.22円

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	14	107	38	19	8,517	8,705	-
所有株式数(単元)	-	14,919	254	12,068	1,747	51	54,382	83,421	36,600
所有株式数の割合 (%)	-	17.88	0.30	14.47	2.09	0.06	65.19	100.0	-

(注) 1 自己株式321,360株は、「個人その他」に3,213単元及び「単元未満株式の状況」に60株を含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、30単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	572	7.10
岡田 眞一郎	大阪府和泉市	317	3.93
極東開発工業株式会社	大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	300	3.72
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	241	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	220	2.73
岡田 町子	大阪市城東区	220	2.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	213	2.64
株式会社テイサク	名古屋市熱田区4番1丁目15番6号	185	2.29
株式会社池崎鉄工所	大阪府岸和田市内畑町2115番	180	2.23
萱岡 和夫 成年後見人 田中 吉昭	堺市堺区	174	2.16
計	-	2,624	32.57

(注)1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 572千株
 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 213千株

2 2022年4月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2022年4月11日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	220	2.63
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	90	1.08
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	24	0.29
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	77	0.92

- 3 2022年9月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社が2022年9月12日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	220	2.63
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	88	1.06
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	41	0.49

- 4 2023年4月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社が2023年4月10日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	220	2.63
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	67	0.81
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	30	0.36

- 5 2025年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、SBIアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社SBI証券が2025年2月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	341	4.07
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	99	1.18

- 6 2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2025年9月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三井住友銀行を除き、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
三井住友D Sアセットマネジ メント株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目17番1号 虎ノ 門ヒルズビジネスタワー26階	154	1.85
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	242	2.90

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 321,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,020,800	80,208	-
単元未満株式	普通株式 36,600	-	-
発行済株式総数	8,378,700	-	-
総株主の議決権	-	80,208	-

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数30個が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
オカダアイヨン(株)	大阪市港区海岸通 4丁目1番18号	321,300	-	321,300	3.83
計	-	321,300	-	321,300	3.83

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	33	73
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	3,400	2,267	-	-
その他(ストックオプションの権利行使)	6,500	4,339	-	-
保有自己株式数	321,360	-	321,360	-

- (注) 1.当期間における処理自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。
 2.当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、適正な利益を確保した上で、安定的かつ継続的な利益還元と企業体質の強化のための内部留保を経営の重要な方針としております。

当社は、これまで年1回の期末配当を行うことを基本方針としておりましたが、2027年3月期より、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことといたしました。

剰余金の期末配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株につき75.00円の配当を実施することを予定しております。

内部留保資金につきましては、建設機械の市場の変化に対応すべく、顧客ニーズに応える開発体制を強化するため、有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月19日 定時株主総会決議(予定)	604,300	75.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「社会に存在価値ある会社」「会社に存在価値ある部門」「部門に存在価値ある個人」「向上の矢印で確実な前進」を経営理念としています。

この経営理念の実現の為に、会社の持続的成長により中長期的な企業価値の向上を図ることが必要であり、中でもコーポレート・ガバナンスの充実によって、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行える経営・執行体制を構築することが重要であると考えています。同時に、様々なステークホルダーへの適切な情報開示や説明、双方向の対話、協働等を行い、経営を付託された者としての責任を果たしていきたいと考えています。

基本方針

- a. 株主の皆様のご権利と平等性の確保に努めます
- b. 株主の皆様以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます
- c. 適切な情報開示と透明性の確保に努めます
- d. 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます
- e. 株主の皆様との建設的な対話に努めます

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(企業統治の体制の概要)

当社の企業統治の体制については、監査役会設置会社を採用しており、社外取締役を含む取締役会が経営を監督する機能を担い、社外監査役を含む監査役会が取締役会を牽制する体制としております。

(当該体制を採用する理由)

上記体制により、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断し、当該体制を採用しております。

以下体制の概要について説明いたします。

a. 取締役会

当社の取締役会是有価証券報告書提出日現在、岡田祐司、前西信男、山口照和、岡本巖、小林恵、吉田晴行、帆足寿味子の7名(うち社外取締役3名)で構成されており、代表取締役社長の岡田祐司を議長とし、監査役である穂積一郎、稲田正毅、中尾正孝の3名出席のもと月1回定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

2026年6月19日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が可決されますと、取締役高橋昇が新たに選任されます。

b. 監査役会

当社の監査役会是有価証券報告書提出日現在、穂積一郎、稲田正毅、中尾正孝の3名(うち社外監査役2名)で構成されており、常に会社経営に関する内部統制の状況並びに有効性に留意するよう努めております。また、3名の監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどの経営監視を実施しております。

c. 経営会議

当社の経営会議は有価証券報告書提出日現在、社外取締役3名を除く取締役4名、社外監査役2名を除く監査役1名、相談役1名、各本部や国内子会社の責任者等、計19名で構成されており取締役管理本部長の岡本巖を議長とし、新商品の開発、製造体制・営業体制の強化、設備投資・研究開発費の検討など業務執行全般について迅速な意思決定を行うために、月1回経営会議を開催しております。なお、重要な業務執行の決定については取締役会に上程しております。

2026年6月19日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が可決された場合においても、社外取締役3名を除く取締役5名、常勤監査役1名、相談役1名、各本部や国内子会社の責任者等、計19名で構成し、議長は継続する予定です。

d. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は有価証券報告書提出日現在、取締役管理本部長の岡本巖を委員長とし、上記の経営会議メンバーにて構成されております。誠実・公正な企業活動の遂行に資することや社会規範、法令及び定款の遵守に係る諸問題について改善していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置しております。

2026年6月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が可決された場合においても、上記の経営会議メンバーにて構成し、委員長は継続する予定です。

e. 内部監査体制

当社の内部監査を実施する監査室は有価証券報告書提出日現在、2名で構成され、営業、生産、管理の各部門に必要な内部監査を実施しております。

なお、内部監査の状況については、「(3) 監査の状況 内部監査の状況」に記載しております。

f. 指名報酬委員会

当社は任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。委員は取締役及び取締役経験者の中から取締役会の決議によって選定し、その過半数は独立社外取締役とするなど、取締役の指名・報酬の決定手続きに客観性、透明性を確保できることを目的としております。

g. サステナビリティ委員会

当社のサステナビリティ委員会は有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長 岡田祐司を委員長とする上記の経営会議メンバーにて構成されております。更に委員会の運営事務及びサステナビリティ施策を各部門と連携し展開・推進する事務局を設置しサステナビリティ基本理念・基本方針に基づき、最優先課題と取り組み状況等を取締役会へ報告・提言しております。

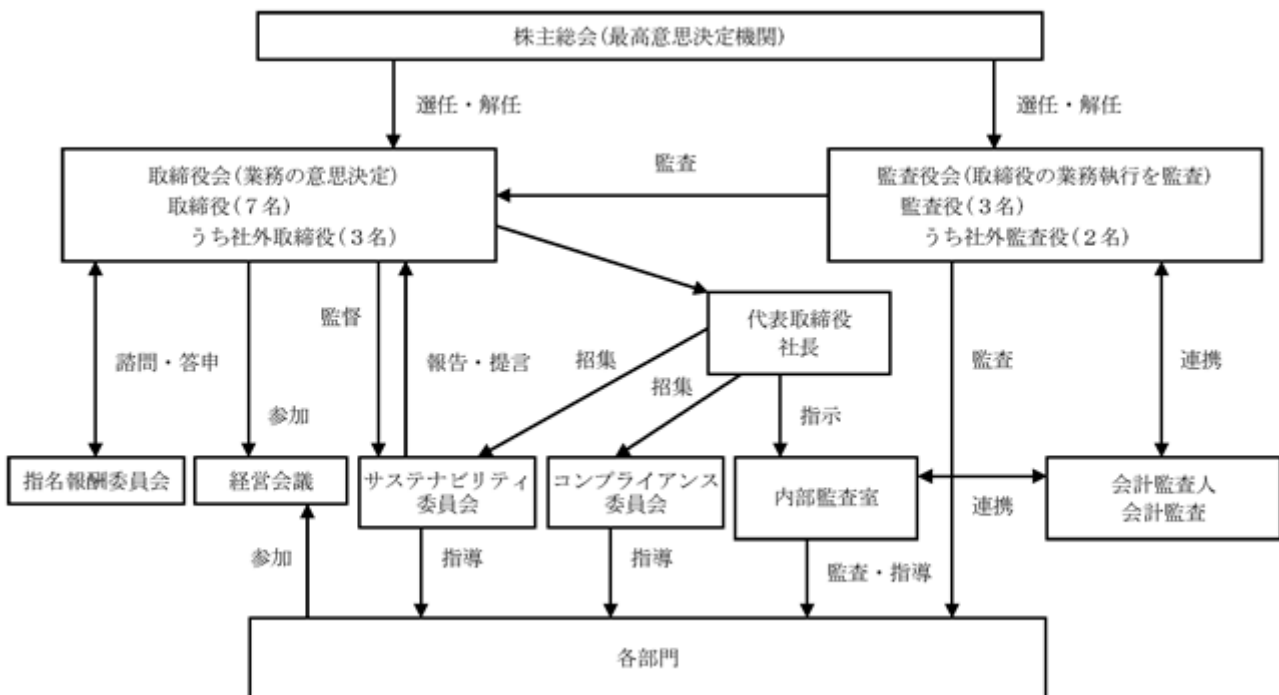
2026年6月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が可決された場合においても、上記の経営会議メンバーにて構成し、委員長は継続する予定です。

h. 会計監査人

当社は有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として監査契約を締結し、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

なお、会計監査の状況については、「(3) 監査の状況 会計監査の状況」に記載しております。

当社グループの、企業統治の体制は次の図に示すとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、経営に与える効果を最大限に発揮させることが重要な課題であると捉えており社長直轄の内部監査室を設置し、業務の適正を確保するために必要な内部統制を整備しております。運用上発見された要改善事項については、随時是正対応にあたり、また組織や組織を取巻く環境の変化に対応して社内規程等の改定を行い、内部統制の継続的な見直し、改善に努めております。

コーポレート・ガバナンスが有効に機能することを目的として取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するため以下の体制を定めております。

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

b. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

c. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。

取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。

・リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程の策定にあたることや、同規程においてリスクカテゴリー毎の責任者を定めグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化すると共に、内部監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告することと定めております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況は、グループの企業毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部および内部統制委員会はこれらを横断的に推進し管理することとしております。子会社に対する管理は、子会社がその自主性を発揮し、事業目的の遂行と当社グループ内で成長するための指導、育成のための管理上の諸事項を定めた「関係会社管理規程」に基づいております。さらに、オカダアイオングループ全体を統合したマネジメントを行っており、常時、関係会社の経営状態等を把握しております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき当社に対して負う同法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外取締役及び社外監査役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しております。

・取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任決議については、会社法に準拠し株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行われます。

・取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. (自己株式の取得)

当社は、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めております。

b. (中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

c. (取締役及び監査役の責任免除)

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任(同法第423条第1項の行為に関する)を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	岡田 祐司	13回	13回
専務取締役	前西 信男	13回	13回
常務取締役	山口 照和	13回	13回
常務取締役	川島 政浩	3回	3回
取締役	岡本 巖	10回	10回
社外取締役	古田 均	3回	3回
社外取締役	小林 恵	13回	13回
社外取締役	吉田 晴行	13回	13回
社外取締役	帆足寿味子	10回	10回
常勤監査役	穂積 一郎	13回	13回
社外監査役	稲田 正毅	13回	13回
社外監査役	中尾 正孝	13回	13回

- (注) 1. 川島政浩及び古田均は2025年6月20日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって任期満了で退任しておりますので、退任までの出席回数を記載しております。
2. 岡本巖及び帆足寿味子は、2025年6月20日開催の第66回定時株主総会において選任された新任の取締役であるため、就任後の出席回数を記載しております。
3. 高橋昇は2026年6月19日開催の第67回定時株主総会において選任予定の新任取締役であるため、当事業年度における出席回数はありません。

取締役会における具体的な検討内容として、経営の方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督およびサステナビリティ委員会より最優先課題の取り組み状況等の報告・提言を受け意見交換及び問題点の協議等を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年6月16日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりであります。

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長兼海外本部長	岡田 祐司	1974年6月30日生	1996年11月 当社入社 1998年6月 東京本店営業課 2006年11月 海外第二部欧州駐在所(オランダ) 2009年8月 経営企画室係長 2012年4月 中部営業所長 2013年6月 取締役就任 2015年6月 取締役マーケティング本部副本部長 2016年6月 取締役マーケティング本部長 2018年7月 常務取締役マーケティング本部長 2019年4月 代表取締役社長兼マーケティング本部長委嘱 2022年4月 代表取締役社長 2025年4月 代表取締役社長兼海外部門担当 2026年4月 代表取締役社長兼海外本部長(現任)	(注)3	92
専務取締役管理本部、経営企画部門担当兼経営企画室長兼株式会社南星機械取締役	前西 信男	1961年6月1日生	1984年4月 株式会社住友銀行入行 (現 株式会社三井住友銀行) 2005年10月 同行浜松法人営業部長 2008年4月 同行深江橋法人営業部長 2011年4月 同行京都法人営業第二部長 2014年5月 当社出向管理本部副本部長 2015年3月 管理本部副本部長兼経営企画室長 2015年6月 取締役就任 取締役管理本部長委嘱 2018年7月 常務取締役 管理本部長兼経理部長 2019年4月 常務取締役管理本部長 兼経営企画室長 兼株式会社南星機械監査役 2021年4月 Okada America, Inc.取締役 2023年6月 専務取締役管理部門担当 Okada Aiyon (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 2026年4月 専務取締役管理本部、経営企画部門担当兼経営企画室長兼株式会社南星機械取締役(現任)	(注)3	12
常務取締役営業部門兼製造部門担当兼製商品開発(含、土木分野)総括兼株式会社南星機械取締役会長	山口 照和	1960年12月6日生	1979年3月 当社入社 1998年4月 横浜営業所長 2003年10月 横浜営業所長兼東京本店副本部長 2004年4月 東京本店長 2011年4月 マーケティング本部営業部長 2016年6月 取締役就任 取締役マーケティング本部副本部長 兼営業部長 2019年4月 取締役マーケティング本部副本部長 兼営業部長兼株式会社アイヨンテック取締役 2021年4月 株式会社テイサク取締役 2023年6月 常務取締役営業部門担当 兼株式会社南星機械営業本部長 2025年4月 常務取締役営業部門兼製造部門担当 2026年4月 常務取締役営業部門兼製造部門担当 兼製商品開発(含、土木分野)総括兼株式会社南星機械取締役会長(現任)	(注)3	17

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役管理本部長兼 総務部長兼Okada Aiyon (Thailand) Co.,Ltd.取 締役	岡本 巖	1964年10月17日生	1988年4月 当社入社 2007年4月 中部営業所長 2010年12月 マーケティング本部営業部副部長兼 海外事業所長 2016年7月 管理本部総務部長 2021年7月 執行役員兼管理本部総務部長 2022年4月 執行役員兼総務部長 2025年6月 取締役就任 取締役管理部門副担当兼総務部長 2026年6月 取締役管理本部長兼総務部長兼 Okada Aiyon (Thailand) Co.,Ltd. 取締役(現任)	(注)3	6
取締役	小林 恵	1963年8月2日生	1988年4月 株式会社神戸機材入社 2006年10月 関西学院大学大学院 経営戦略研究 科非常勤講師(知的財産法) 2011年12月 司法研修所修了 弁護士登録 2012年1月 株式会社神戸機材 代表取締役社長 就任(現任) 2020年6月 社外取締役就任(現任) 2025年3月 クリヤマホールディングス株式会 社 社外取締役監査等委員(現任)	(注)3	-
取締役	吉田 晴行	1959年3月27日生	1981年4月 株式会社クボタ入社 2013年4月 同社執行役員 機械海外本部長兼機 械総括部長 2017年1月 同社常務執行役員 機械ドメイン統 括本部長 2019年1月 同社専務執行役員 クボタトラク ターコーポレーション社長兼クボタ ノースアメリカコーポレーション社 長 2022年1月 同社特任顧問 2023年6月 社外取締役就任(現任) 2024年6月 杉本商事株式会社社外取締役(現 任) 2025年3月 株式会社ダイフク社外取締役(現 任)	(注)3	-
取締役	帆足 寿妹子	1973年5月25日生	1996年4月 住友電工システムズ株式会社入社 1998年4月 日鉄日立システムエンジニアリング 株式会社入社 2007年3月 関西学院大学法科大学院卒業 2009年12月 最高裁判所司法研修所修了 弁護士 登録 2010年1月 大阪ガス株式会社入社 2020年4月 東洋紡株式会社入社 2021年3月 グロービス経営大学院大学卒業(経 営学修士) 2023年7月 大阪市高速電気軌道株式会社入社 (同・グループ監査部長、社員 Well-being推進部長) 2025年6月 社外取締役就任(現任) 2026年4月 帆足法律事務所 パートナー弁護士 (現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	穂積 一郎	1967年 1 月 1 日生	1989年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2015年 4 月 同行管理部（大阪）上席推進役 2016年 4 月 同行管理部（大阪）部長 2017年 4 月 同行総務部（大阪）部長 2020年 4 月 同行法人戦略部 上席調査役 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会出向 2022年 4 月 当社出向総務部 担当部長 2022年 5 月 当社総務部 担当部長 2023年 6 月 常勤監査役就任（現任）	(注) 4	0
監査役	稲田 正毅	1973年12月27日生	2000年 4 月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2000年 4 月 共栄法律事務所入所 2006年 1 月 共栄法律事務所パートナー就任（現任） 2011年 6 月 監査役就任（現任） 2018年 4 月 関西学院大学大学院司法研究科教授	(注) 4	-
監査役	中尾 正孝	1952年 8 月15日生	1976年 4 月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 2001年 6 月 同社大阪事務所監査第 1 事業部第 2 部長 2001年 6 月 同社パートナー 2015年 7 月 公認会計士中尾正孝事務所開設、同代表（現任） 2016年 6 月 ニッタ株式会社社外取締役 2017年 6 月 監査役就任（現任）	(注) 4	-
計					129

- (注) 1 取締役の小林恵、吉田晴行、帆足寿味子は、社外取締役であります。
 2 監査役の稲田正毅及び中尾正孝は、社外監査役であります。
 3 2025年 6 月20日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間
 4 2023年 6 月23日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間

2026年6月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

男性9名 女性2名（役員のうち女性の比率18.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長兼海外本部長	岡田 祐司	1974年6月30日生	1996年11月 当社入社 1998年6月 東京本店営業課 2006年11月 海外第二部欧州駐在所(オランダ) 2009年8月 経営企画室係長 2012年4月 中部営業所長 2013年6月 取締役就任 2015年6月 取締役マーケティング本部副本部長 2016年6月 取締役マーケティング本部長 2018年7月 常務取締役マーケティング本部長 2019年4月 代表取締役社長兼マーケティング本部長委嘱 2022年4月 代表取締役社長 2025年4月 代表取締役社長兼海外部門担当 2026年4月 代表取締役社長兼海外本部長(現任)	(注)3	92
専務取締役CFO(最高財務責任者)兼経営企画室長兼株式会社南星機械取締役	前西 信男	1961年6月1日生	1984年4月 株式会社住友銀行入行 (現 株式会社三井住友銀行) 2005年10月 同行浜松法人営業部長 2008年4月 同行深江橋法人営業部長 2011年4月 同行京都法人営業第二部長 2014年5月 当社出向管理本部副本部長 2015年3月 管理本部副本部長兼経営企画室長 2015年6月 取締役就任 取締役管理本部長委嘱 2018年7月 常務取締役 管理本部長兼経理部長 2019年4月 常務取締役管理本部長 兼経営企画室長 兼株式会社南星機械監査役 2021年4月 Okada America, Inc.取締役 2023年6月 専務取締役管理部門担当 Okada Aiyon (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 2026年6月 専務取締役CFO(最高財務責任者)兼 経営企画室長兼株式会社南星機械取 締役(現任)	(注)3	12
常務取締役兼製商品開発(含、土木分野)総括兼株式会社南星機械取締役会長	山口 照和	1960年12月6日生	1979年3月 当社入社 1998年4月 横浜営業所長 2003年10月 横浜営業所長兼東京本店副本部長 2004年4月 東京本店長 2011年4月 マーケティング本部営業部長 2016年6月 取締役就任 取締役マーケティング本部副本部長 兼営業部長 2019年4月 取締役マーケティング本部副本部長 兼営業部長兼株式会社アイヨンテック 取締役 2021年4月 株式会社テイサク取締役 2023年6月 常務取締役営業部門担当 兼株式会社南星機械営業本部長 2025年4月 常務取締役営業部門兼製造部門担当 2026年6月 常務取締役兼製商品開発(含、土木 分野)総括兼株式会社南星機械取 締役会長(現任)	(注)3	17

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役管理本部長兼 総務部長兼Okada Aiyon (Thailand) Co.,Ltd.取 締役	岡本 巖	1964年10月17日生	1988年4月 当社入社 2007年4月 中部営業所長 2010年12月 マーケティング本部営業部副部長兼 海外事業所長 2016年7月 管理本部総務部長 2021年7月 執行役員兼管理本部総務部長 2022年4月 執行役員兼総務部長 2025年6月 取締役就任 取締役管理部門副担当兼総務部長 2026年6月 取締役管理本部長兼総務部長兼 Okada Aiyon (Thailand) Co.,Ltd. 取締役(現任)	(注)3	6
取締役営業本部長	高橋 昇	1969年7月18日生	1991年4月 当社入社 2007年4月 盛岡営業所長 2018年4月 東京本店長 2022年7月 執行役員東京本店長 2026年4月 執行役員営業本部長 2026年6月 取締役営業本部長(現任)	(注)3	0
取締役	小林 恵	1963年8月2日生	1988年4月 株式会社神戸機材入社 2006年10月 関西学院大学大学院 経営戦略研究 科非常勤講師(知的財産法) 2011年12月 司法研修所修了 弁護士登録 2012年1月 株式会社神戸機材 代表取締役社長 就任(現任) 2020年6月 社外取締役就任(現任) 2025年3月 クリヤマホールディングス株式会 社 社外取締役監査等委員(現任)	(注)3	-
取締役	吉田 晴行	1959年3月27日生	1981年4月 株式会社クボタ入社 2013年4月 同社執行役員 機械海外本部長兼機 械総括部長 2017年1月 同社常務執行役員 機械ドメイン統 括本部長 2019年1月 同社専務執行役員 クボタトラク ターコーポレーション社長兼クボタ ノースアメリカコーポレーション社 長 2022年1月 同社特任顧問 2023年6月 社外取締役就任(現任) 2024年6月 杉本商事株式会社社外取締役(現 任) 2025年3月 株式会社ダイフク社外取締役(現 任)	(注)3	-
取締役	帆足 寿味子	1973年5月25日生	1996年4月 住友電工システムズ株式会社入社 1998年4月 日鉄日立システムエンジニアリング 株式会社入社 2007年3月 関西学院大学法科大学院卒業 2009年12月 最高裁判所司法研修所修了 弁護士 登録 2010年1月 大阪ガス株式会社入社 2020年4月 東洋紡株式会社入社 2021年3月 グロービス経営大学院大学卒業(経 営学修士) 2023年7月 大阪市高速電気軌道株式会社入社 (同・グループ監査部長、社員 Well-being推進部長) 2025年6月 社外取締役就任(現任) 2026年4月 帆足法律事務所 パートナー弁護士 (現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	穂積 一郎	1967年 1月 1日生	1989年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2015年 4月 同行管理部（大阪）上席推進役 2016年 4月 同行管理部（大阪）部長 2017年 4月 同行総務部（大阪）部長 2020年 4月 同行法人戦略部 上席調査役 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会出向 2022年 4月 当社出向総務部 担当部長 2022年 5月 当社総務部 担当部長 2023年 6月 常勤監査役就任（現任）	(注) 4	0
監査役	稲田 正毅	1973年12月27日生	2000年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2000年 4月 共栄法律事務所入所 2006年 1月 共栄法律事務所パートナー就任（現任） 2011年 6月 監査役就任（現任） 2018年 4月 関西学院大学大学院司法研究科教授	(注) 4	-
監査役	中尾 正孝	1952年 8月15日生	1976年 4月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 2001年 6月 同社大阪事務所監査第1事業部第2部長 2001年 6月 同社パートナー 2015年 7月 公認会計士中尾正孝事務所開設、同代表（現任） 2016年 6月 ニッタ株式会社社外取締役 2017年 6月 監査役就任（現任）	(注) 4	-
計					129

- (注) 1 取締役の小林恵、吉田晴行、帆足寿味子は、社外取締役であります。
 2 監査役の稲田正毅及び中尾正孝は、社外監査役であります。
 3 2025年 6月20日開催の定時株主総会の終結の時から 2年間
 4 2023年 6月23日開催の定時株主総会の終結の時から 4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役又は社外監査役は経営の意思決定機能を持つ取締役にに対し経営への監視機能を強化しコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役3名、社外監査役2名を選任することにより外部からの経営監視機能が十分に機能する体制を整えております。

<社外取締役>

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
小林 恵 (2020年 6月就任)	小林氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の関係はありません。また、小林氏は、他社で代表取締役社長として経営に携わっているほか、弁護士資格も有しており、これらにより培われた専門的な知識、豊富な知見、高い見識等を活かすとともに、コーポレート・ガバナンス・コードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」と、女性の視点から経営への提言を行っていくものと判断しております。

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
吉田 晴行 (2023年 6月就任)	吉田氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の関係はありません。また、吉田氏は、企業経営者としてのグローバルな経験や建機業界の幅広い知識と見識を有しており、独立の立場から経営に対する監督や経営全般に係る助言をすることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができるものと判断しております。

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
帆足 寿味子 (2025年6月就任)	帆足氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の関係はありません。また、帆足氏は、他社でのシステム開発経験や企業内弁護士としての業務経験、経営大学院における体系的な知識の習得に加え、今までの貴重なご経験から、卓越した専門性、幅広い知識、そして多様な経験に基づいた客観的かつ建設的なご意見により、当社の持続的な成長と企業価値の向上に貢献していただけるものと判断しております。

< 社外監査役 >

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす役割
稲田 正毅 (2011年6月就任)	稲田氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の関係はありません。また、稲田氏は、共栄法律事務所の弁護士であり当社と同事務所との間には特別の関係はありません。稲田氏には、主に弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待しております。

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす役割
中尾 正孝 (2017年6月就任)	中尾氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別の関係はありません。また、中尾氏が所属する公認会計士中尾正孝事務所と当社との間には特別の関係はありません。中尾氏には、公認会計士としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待しております。

社外取締役及び社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有するものから選任し、中立的・客観的な視点から監査・監督を行うことにより、経営の健全性、透明性、持続的な成長を確保し、その独立性に留意するものとしております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する特別の定めはありませんが、候補者の選任に当たっては、候補者の社会的地位、経歴および当社グループとの人的関係、取引関係、その他の利害関係の有無等を考慮した上で当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、監査役3名による法定監査に加え、内部監査室による独自の内部監査を実施し、また、社外監査役はその独立性に鑑みて取締役会で意見を述べ、かつ取締役の職務執行の監査を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。社外監査役は、監査役会において内部監査及び内部統制評価の結果を常勤監査役より報告を受けるとともに、監査役会を通じて内部統制が適切に行われるために、独立的な観点から監督またはモニタリングを行っております。また、会計監査人とは監査講評の機会などに意見交換を行うなどして、合理的な監査の実施に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行の監査を行い、取締役、従業員及び監査法人からの報告を収受する等、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、会計監査人の四半期決算及び期末監査に係る監査結果報告会等に出席するとともに、意見交換を実施しております。なお、社外監査役1名は、公認会計士として会計・財務の専門知識を有しております。

監査役会における具体的な検討内容は、監査報告の作成、監査計画の策定、取締役の業務監査及び子会社監査の結果・情報共有、会計監査人の評価・再任・解任及び報酬の同意、各四半期において会計監査人とのレビュー内容を含む意見交換、経営状況の分析、サステナビリティ委員会より取締役会に対し最優先課題と取り組み状況等の報告・提言を受け意見交換及び問題点の協議、日常業務の問題点等、留意事項についての協議等であります。

常勤監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧・結果の報告を行っています。

当事業年度において当社は監査役会を月1回・臨時監査役会を年2回開催しており、個々の監査役の出席状況については次の通りであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	穂積 一郎	14回	14回
社外監査役	稲田 正毅	14回	14回
社外監査役	中尾 正孝	14回	14回

内部監査の状況

内部監査につきましては、各事業部から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室(2名)が全国の営業所を中心として、定期的に業務活動の妥当性や法律・法令・社内規程の準拠性を厳密に調査し、業務の改善に向けた助言を行っています。また、代表取締役社長、各役員へも内部統制の整備運用状況を含め各報告を行うとともに、監査役会にも参加し同様の報告・意見交換を行うなど連携を深めております。社外取締役、社外監査役以外の役員会メンバー及び各営業拠点責任者、本社本部の部長以上が参加する全社合同会議(4月・10月 年2回開催)でも同様の報告を行っており、重要と認められる事項については、取締役会での報告を行うものとしております。さらに、会計監査についても監査法人と必要に応じて情報交換・意見交換を行うことで相互の連携を高めております。内部監査室、監査役、内部統制部門(内部統制委員会)は、監査の結果等について情報交換を行うことで、内部統制機能の適切な維持を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

36年間

(注) 上記は、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間より前の期間については調査が著しく困難であったため、有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 辻井 健太、久保田 裕

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他35名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針と理由については、監査役会は「会計監査人の選定基準」を策定し、これに基づき、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人の選定について判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めています。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	38,000	-	38,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	38,000	-	38,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGグループ)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	16,883	-	16,641	1,000
連結子会社	-	-	-	-
計	16,883	-	16,641	1,000

当社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関する税務アドバイザリー業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、その監査内容、監査時間数等について当社の規模・業務特性に照らして妥当性の確認を行い、当該監査時間数に応じた報酬額について協議の上決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準にあると判断し同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の社内取締役の報酬は、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、役位を基に役割や責任に応じて支給する固定報酬、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため支給する譲渡制限付株式報酬、連結売上高及び連結営業利益、連結経常利益の目標達成率、対前期比増減率等を総合的に勘案し業績貢献度に基づき支給される業績連動報酬としての年次賞与で構成しております。なお、社外取締役及び監査役（社外監査役含む）の報酬に関しては、譲渡制限付株式報酬は支給しておりませんが、その役割・責任を果たすことで会社の信用維持、業績向上に寄与することから、一定割合での年次賞与は支給しております。当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月21日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額230百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）監査役の報酬額を年額30百万円以内となっています。また、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、従来のストックオプション報酬に代えて譲渡制限付株式報酬を新たに導入することが決議されました。その総額は現行の報酬等の額とは別枠として年額20百万円以内としております。

なお、各取締役の報酬に関しては上記の報酬枠の範囲内で、社外取締役も出席する取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の固定報酬に関しては、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、役員規程第27条（報酬の基準）の役位別報酬区分に基づき、各取締役の役位、担当、経験、実績等を考慮したうえで、指名報酬委員会の諮問を経て取締役会で決議します。

代表取締役に一任する際には、その旨を取締役会で決議し、指名報酬委員会の諮問を経て、代表取締役社長 岡田祐司が決定しております。それを受け、職務内容、経営能力、役員在職年数等を考慮し決定することとしております。監査役の報酬等は上記の報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

役員報酬に関する取締役会の直近の活動内容

< 取締役会 >

- ・2025年7月11日 第9回譲渡制限付株式報酬の発行決議
- ・2026年5月14日 取締役の個別報酬額（賞与）に関する承認
- ・2026年7月9日決議予定 取締役の個別報酬額（基本報酬）に関する承認

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	116,252	73,100	36,600	6,552	6,552	5
監査役 (社外監査役を除く。)	13,440	9,600	3,840	-	-	1
社外役員	18,950	15,300	3,650	-	-	6

(注) 1 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬6,552千円です。

2 2026年3月期の業績連動金銭報酬の算定に用いた業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

	実績(百万円)	連結業績予想 (百万円)	達成率(%)	前年比(%)
連結売上高	26,991	28,000	96.4	101.5
連結営業利益	2,261	2,500	90.4	99.2
連結経常利益	2,343	2,500	93.7	104.7

(注) 連結業績予想は、2025年5月14日発表の2026年3月期通期連結業績予想を記載しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式値上がりの利益や配当金の受取りなどによつての利益確保を目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の政策保有株式として取引先との良好な取引関係を維持し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し保有することがあります。その場合には、投資による当社のメリットと投資額等を総合的に勘案して投資の可否を判断しています。政策保有株式については、保有目的の適切さ、保有することによるメリット・デメリット、資本コスト等の観点から保有の適否を検証し、毎年取締役会において決定することとしております。その結果、保有の意義が希薄判断されたものについては、縮減を検討しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	4,189
非上場株式以外の株式	6	509,787

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	48,135

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注2）	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
極東開発工業(株)	121,500	121,500	当社は、当該会社と国内市場での大型環境機械事業において自走式機械の共同開発及び購買取引があり、事業上の関係を維持・強化するため保有しております。	有
	348,705	287,833		
日本基礎技術(株)	126,000	126,000	当社は、当該会社と国内市場での建機アタッチメントにおいて共同開発及び購買取引があり、事業上の関係を維持・強化するため保有しております。	有
	85,176	82,908		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	13,400	13,400	当社は、当該会社の子会社から資金の借入や預金・資金決済等の金融取引などを行っており金融取引の維持・強化をするため保有しております。	無
	34,840	26,947		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	3,663	3,663	当社は、当該会社の子会社から資金の借入や預金・資金決済等の金融取引などを行っており金融取引の維持・強化をするため保有しております。	無
	18,336	13,901		
(株)南陽	12,600	12,600	当社は、当該会社と国内市場での解体環境機械事業において各種解体機械及び補修用部材等の販売取引があり、事業上の関係を維持・強化するため保有しております。	有
	18,131	14,578		
三井住友トラストグループ(株)	938	938	当社は、当該会社の子会社から資金の借入や預金・資金決済等の金融取引などを行っており金融取引の維持・強化をするため保有しております。	無
	4,598	3,489		
ムーンバット(株)	-	40,600	当社は、当該会社と取引関係はなく、会社経営に係る情報交換のため保有しておりましたが、当事業年度に保有株式を全て売却しております。	有
	-	40,600		

(注) 1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 60銘柄以下のため全銘柄（非上場株式を除く）を記載しております。

3. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、毎年、取締役会において個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2026年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの人材戦略は、当社の経営理念である「社会に存在価値のある会社」、「会社に存在価値のある部門」、「部門に存在価値のある人材」、「向上の矢印で確実に前進」を実現できる人材を育成するために、そして、その結果として、存在価値のある会社としてのステータスを維持することを目的としています。「働き方改革やダイバーシティ等の実現」をマテリアリティとし、「VISION 30」の3つの戦略の一つに人材戦略を掲げ、ダイバーシティや働き方改革の推進、人事制度見直しにより「働きやすい、働きたくなる、働きがいのある」会社を目指しています。「人づくり」、「人事制度」、「働き方改革・エンゲージメント」の観点から人材戦略施策を検討・実施しており、人材の多様性の確保を含む人材の育成や社内環境整備に以下の観点で取り組んでいます。

人づくり (人材育成方針)	柔軟な採用形態の導入 ・・・・リファラル採用、エリア採用等多様化促進 女性採用比率の向上・・・目標30%以上 社員教育・研修制度の充実 キャリアパスを考慮した人事配置 ・・・・適宜社内公募制を実施
人事制度 (人材育成方針)	人事制度、評価制度の見直し ・・・・課題を抽出し新制度を設計 社員待遇の改善 人材の多様性・・・女性・外国人採用強化 グループ間の制度統一 ・・・・子会社の待遇改善
働き方改革・エンゲージメント (社内環境整備方針)	シニアの活用・待遇の維持 ・・・・現役時の9割待遇維持が原則 社員幸福度の追求・・・社員アンケート実施 社内風土改善 ・・・・社内通報窓口や相談窓口を拡充 社内コミュニケーションの活性化策検討

また、当社における従業員の給与その他の給付の額及び内容につきましては「職群制度」、「職能等級制度」、「評価制度」、「賃金制度」に基づいて決定されております。評価に基づいて賃金が決定され、評価の蓄積によって等級が決定されます。等級に応じて期待される職務遂行能力が変動し、それにもとづいて「目標項目」や「行動評価項目」が設定されます。半期ごとの業績評価が賞与に、年次評価が昇給に反映されます。それら評価の蓄積により昇格が決定されます。

(2) 【従業員の状況】
 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
国内	402	(45)
海外	68	(6)
全社(共通)	27	(6)
合計	497	(57)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 全社(共通)は内部監査室2名、管理部門25名であります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
273	41歳3カ月	12年6カ月	6,833	1.7

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
国内	232
海外	14
全社(共通)	27
合計	273

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、常用パートを含む)であります。

2 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

3 全社(共通)は内部監査室2名、管理部門25名であります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ア 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
3.7	71.4	68.2	70.6	45.7

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

イ 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し処理できる体制を整備するため、各種民間団体の主催する経理実務セミナー等に積極的に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,849,253	5,517,451
受取手形	682,824	201,410
売掛金	3,949,058	4,691,196
電子記録債権	859,569	1,233,805
商品及び製品	8,765,402	8,018,404
仕掛品	406,837	330,742
原材料及び貯蔵品	4,363,832	4,777,892
その他	628,647	613,216
貸倒引当金	1,711	1,732
流動資産合計	24,503,714	25,382,388
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,272,230	5,818,904
機械装置及び運搬具(純額)	674,774	841,210
土地	3,370,379	5,783,238
建設仮勘定	1,069,685	8,754
リース資産(純額)	370,821	449,097
その他(純額)	54,004	70,492
有形固定資産合計	19,811,895	112,971,698
無形固定資産		
のれん	135,108	88,308
その他	278,904	272,881
無形固定資産合計	414,012	361,190
投資その他の資産		
投資有価証券	2,523,395	2,567,137
長期貸付金	203,850	203,850
繰延税金資産	379,439	472,053
その他	161,273	131,390
貸倒引当金	2,876	105,259
投資その他の資産合計	1,265,081	1,269,172
固定資産合計	11,490,990	14,602,061
資産合計	35,994,704	39,984,449

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,610,197	1,369,587
電子記録債務	1,725,485	190,058
短期借入金	9,435,492	11,151,183
1年内返済予定の長期借入金	698,188	2,226,072
未払法人税等	308,171	568,008
賞与引当金	287,256	311,000
役員賞与引当金	53,760	45,890
株主優待引当金	53,452	60,258
その他	1,510,257	1,194,170
流動負債合計	15,682,261	17,116,229
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	1,514,000
長期借入金	2,332,154	2,487,767
退職給付に係る負債	513,390	527,488
その他	227,979	256,211
固定負債合計	3,073,524	4,785,467
負債合計	18,755,786	21,901,697
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,221,123	2,221,123
資本剰余金	2,290,294	2,294,988
利益剰余金	11,739,015	12,635,384
自己株式	221,221	214,688
株主資本合計	16,029,210	16,936,807
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	202,361	242,124
繰延ヘッジ損益	961	-
為替換算調整勘定	995,858	895,142
その他の包括利益累計額合計	1,197,259	1,137,267
新株予約権	12,448	8,677
純資産合計	17,238,918	18,082,752
負債純資産合計	35,994,704	39,984,449

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 26,582,659	1 26,991,439
売上原価	18,723,980	18,998,763
売上総利益	7,858,678	7,992,676
販売費及び一般管理費	2, 3 5,579,410	2, 3 5,731,406
営業利益	2,279,268	2,261,269
営業外収益		
受取利息	19,940	27,531
受取配当金	22,279	26,112
固定資産売却益	4 93,463	4 73,013
為替差益	-	148,496
持分法による投資利益	4,497	13,863
その他	28,813	36,186
営業外収益合計	168,994	325,203
営業外費用		
支払利息	163,557	206,090
社債発行費	-	13,496
リース解約損	-	10,227
シンジケートローン手数料	5,863	5,863
債権売却損	6,598	5,053
固定資産除売却損	5 849	5 1,359
為替差損	24,151	-
デリバティブ評価損	6,104	-
その他	2,763	740
営業外費用合計	209,887	242,831
経常利益	2,238,375	2,343,642
特別利益		
固定資産売却益	6 9,170	-
投資有価証券売却益	-	7 29,825
受取保険金	-	8 30,890
特別利益合計	9,170	60,715
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	9 101,925
和解金	-	10 26,000
損害補償金	-	13,800
固定資産除売却損	11 16,582	-
退職給付費用	12 42,971	-
特別損失合計	59,553	141,725
税金等調整前当期純利益	2,187,992	2,262,632
法人税、住民税及び事業税	636,016	886,029
法人税等調整額	76,761	115,279
法人税等合計	712,777	770,749
当期純利益	1,475,214	1,491,882
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,475,214	1,491,882

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	1,475,214	1,491,882
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,613	39,762
繰延ヘッジ損益	3,760	961
為替換算調整勘定	301,399	100,715
その他の包括利益合計	1, 2 299,252	1, 2 59,991
包括利益	1,774,466	1,431,890
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,774,466	1,431,890
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,221,123	2,284,751	10,826,181	230,105	15,101,951
当期変動額					
剰余金の配当			562,380		562,380
親会社株主に帰属する当期純利益			1,475,214		1,475,214
自己株式の取得				121	121
自己株式の処分		5,542		9,004	14,547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	5,542	912,833	8,883	927,259
当期末残高	2,221,123	2,290,294	11,739,015	221,221	16,029,210

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	200,747	2,799	694,459	898,006	20,034	16,019,991
当期変動額						
剰余金の配当						562,380
親会社株主に帰属する当期純利益						1,475,214
自己株式の取得						121
自己株式の処分						14,547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,613	3,760	301,399	299,252	7,585	291,667
当期変動額合計	1,613	3,760	301,399	299,252	7,585	1,218,926
当期末残高	202,361	961	995,858	1,197,259	12,448	17,238,918

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,221,123	2,290,294	11,739,015	221,221	16,029,210
当期変動額					
剰余金の配当			595,513		595,513
親会社株主に帰属する当期純利益			1,491,882		1,491,882
自己株式の取得				73	73
自己株式の処分		4,693		6,607	11,300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	4,693	896,369	6,533	907,596
当期末残高	2,221,123	2,294,988	12,635,384	214,688	16,936,807

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	202,361	961	995,858	1,197,259	12,448	17,238,918
当期変動額						
剰余金の配当						595,513
親会社株主に帰属する当期純利益						1,491,882
自己株式の取得						73
自己株式の処分						11,300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39,762	961	100,715	59,991	3,771	63,762
当期変動額合計	39,762	961	100,715	59,991	3,771	843,833
当期末残高	242,124	-	895,142	1,137,267	8,677	18,082,752

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,187,992	2,262,632
減価償却費	606,633	652,232
のれん償却額	45,738	44,892
デリバティブ評価損益(は益)	6,104	-
持分法による投資損益(は益)	4,497	13,863
退職給付費用	42,971	-
貸倒引当金繰入額	-	101,925
株式報酬費用	6,853	6,552
賞与引当金の増減額(は減少)	1,576	23,328
役員賞与引当金の増減額(は減少)	17,780	7,870
貸倒引当金の増減額(は減少)	44	481
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	48,351	14,098
受取利息及び受取配当金	42,220	53,644
受取保険金	-	30,890
支払利息	163,557	206,090
為替差損益(は益)	2,621	145,309
固定資産除売却損益(は益)	85,201	71,653
リース解約損	-	10,227
和解金	-	26,000
損害補償金	-	13,800
社債発行費	-	13,496
投資有価証券売却損益(は益)	4,778	29,825
売上債権の増減額(は増加)	215,362	601,263
棚卸資産の増減額(は増加)	743,658	200,175
仕入債務の増減額(は減少)	1,355,862	1,780,020
その他の資産の増減額(は増加)	129,749	42,788
その他の負債の増減額(は減少)	83,367	266,814
その他	440	9,152
小計	927,039	608,410
利息及び配当金の受取額	40,481	43,363
利息の支払額	168,158	210,829
和解金の支払額	-	26,000
保険金の受取額	-	30,890
法人税等の支払額	807,166	588,845
その他の支出	-	47,842
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,803	190,853
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,222,488	3,242,869
有形固定資産の売却による収入	128,888	73,498
投資有価証券の売却による収入	8,657	48,135
無形固定資産の取得による支出	45,277	154,147
定期預金の預入による支出	155,297	224,460
定期預金の払戻による収入	152,460	379,107
貸付金の回収による収入	5,670	21,360
敷金及び保証金の差入による支出	5,164	1,403
敷金及び保証金の回収による収入	2,532	12,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,130,019	3,088,577

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	-	1,104
短期借入金の純増減額(は減少)	1,155,661	1,653,551
長期借入れによる収入	2,000,000	2,438,400
長期借入金の返済による支出	949,978	754,903
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	1,515,000
社債発行費の支払額	-	13,496
配当金の支払額	561,468	594,958
ファイナンス・リース債務の返済による支出	126,417	102,929
自己株式の取得による支出	121	73
ストックオプションの行使による収入	10	6
デリバティブ決済による収支(純額)	34,800	76,515
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,482,887	4,065,186
現金及び現金同等物に係る換算差額	28,304	40,404
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	373,370	826,160
現金及び現金同等物の期首残高	4,293,344	4,666,715
現金及び現金同等物の期末残高	4,666,715	5,492,875

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社アイオンテック

Okada America, Inc.

Okada Europe B.V.

Okada International Co., Ltd.

株式会社南星機械

Okada Midwest, Inc.

Okada Midwest Indiana Inc.

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

主要な会社名

Okada Aiyon (Thailand) Co., Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちOkada America, Inc.、Okada International Co., Ltd.、Okada Europe B.V.、Okada Midwest, Inc.及びOkada Midwest Indiana Inc.の決算日は、1月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、2月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

主として個別法及び総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び機械装置(賃貸)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～39年

その他 2～30年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

(3)重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しています。

(4)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、当連結会計年度のうち未払期間に対応する支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

当社において役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(7)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約について、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約等

ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約等を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債または予定取引に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(8)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(追加情報)

(財務制限条項)

1. 短期借入金のうち3,300,000千円(2024年2月19日付リボルビング・クレジット・ファシリティ契約)については、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2024年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2023年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ・2024年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続して0円未満としないこと。

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項には抵触していません。

2. 転換社債型新株予約権付社債については、以下の財務制限条項が付されております。

- ・当社の2025年3月期以降の各事業年度の中間期末日及び決算期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回らないようにすること。
- ・当社の2025年3月期以降の中間期末日及び決算期末日における連結の損益計算書上の経常利益が損失とならないようにすること。

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項には抵触していません。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,421,351千円	4,818,808千円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	32,103千円	35,609千円

3 当座貸越極度額及び貸出コミットメント

当社グループは、資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	13,335,492千円	15,051,183千円
借入実行残高	9,435,492	11,151,183
差引額	3,900,000	3,900,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料	1,746,935千円	1,805,675千円
賞与引当金繰入額	158,925	182,266
退職給付費用	167,620	153,618
役員賞与引当金繰入額	53,760	45,890
株主優待引当金繰入額	44,528	49,521

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	214,272千円	208,808千円

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
機械装置及び運搬具	93,463千円	73,013千円
計	93,463	73,013

5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	776千円	337千円
機械装置及び運搬具	73	5
その他	0	1,016
計	849	1,359

6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	4,826千円	-千円
土地	4,344	-
計	9,170	-

7 投資有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度において、当社が保有する政策保有目的株式（1銘柄）の一部を売却したことにより発生したものであります。

8 受取保険金の内容は次のとおりであります。

当社の連結子会社である株式会社南星機械が関わる労災事故に関する保険金の受取額及び当社起因により発生した事故による損害の賠償に関する保険金の受取額であります。

9 貸倒引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度において特別損失に計上した貸倒引当金繰入の内容は、当社取引先に対して残存する貸付金について、回収可能性が低いと判断し計上したものであります。

10 和解金の内容は次のとおりであります。

当社の連結子会社である株式会社南星機械が関わる労災事故に伴う和解金として計上しております。

11 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ソフトウェア	15,400千円	- 千円
その他	1,181	-
計	16,582	-

12 退職給付費用

前連結会計年度において特別損失に計上した退職給付費用の内容は、組織再編に伴い、親会社への転籍者に支給する退職金に関連するものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	10,981千円	87,855千円
組替調整額	4,778	29,825
計	6,203	58,030
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	5,417	1,384
為替換算調整勘定：		
当期発生額	301,399	100,715
法人税等及び税効果調整前合計	302,184	41,300
法人税等及び税効果額	2,932	18,691
その他の包括利益合計	299,252	59,991

2 その他の包括利益に関する法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
法人税等及び税効果調整前	6,203千円	58,030千円
法人税等及び税効果額	4,589	18,268
法人税等及び税効果調整後	1,613	39,762
繰延ヘッジ損益：		
法人税等及び税効果調整前	5,417	1,384
法人税等及び税効果額	1,656	423
法人税等及び税効果調整後	3,760	961
為替換算調整勘定：		
法人税等及び税効果調整前	301,399	100,715
法人税等及び税効果額	-	-
法人税等及び税効果調整後	301,399	100,715
その他の包括利益合計		
法人税等及び税効果調整前	302,184	41,300
法人税等及び税効果額	2,932	18,691
法人税等及び税効果調整後	299,252	59,991

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	8,378	-	-	8,378
合計	8,378	-	-	8,378
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	344	0	13	331
合計	344	0	13	331

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、ストック・オプションの行使による自己株式の処分10千株および役員に対する譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分2千株による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	12,448
	合計	-	-	-	-	-	12,448

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	562,380	70.00	2024年3月31日	2024年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	595,513	利益剰余金	74.00	2025年3月31日	2025年6月23日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末株 式数（千株）
発行済株式				
普通株式	8,378	-	-	8,378
合計	8,378	-	-	8,378
自己株式				
普通株式（注）1、2	331	0	9	321
合計	331	0	9	321

（注）1 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少9千株は、ストック・オプションの行使による自己株式の処分6千株および役員に対する譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分3千株による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計年度 期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	7,573
	第5回新株予約権	普通株式	-	1,104,000	-	1,104,000	1,104
	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債の新 株予約権 (2025年12月10日発行)	普通株式	-	736,000	-	736,000	-
合計		-	-	1,840,000	-	1,840,000	8,677

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	595,513	74.00	2025年3月31日	2025年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月19日開催予定の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

（決議予定）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	604,300	利益剰余金	75.00	2026年3月31日	2026年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	4,849,253千円	5,517,451千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	182,538	24,576
現金及び現金同等物	4,666,715	5,492,875

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、生産設備及び営業用車両、コンピュータ端末機(「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	29,392	18,213
1年超	-	-
合計	29,392	18,213

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金計画に基づいて金融機関からの借入及び転換社債型新株予約権付社債の発行等により必要な資金調達を行っております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引相手ごとに債権限度額を設定して期日及び残高を管理するとともに、財政状態等の悪化等に伴う回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、売掛金の一部には、商品等の輸出に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。為替変動リスクに対して、基本的には為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び電子記録債務は、大部分が1年内の支払期日です。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。為替の変動リスクに対して、基本的には為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、変動金利の借入金は金利変動のリスクに晒されていますが、長期借入金の一部については支払金利の変動リスクを回避するために、固定金利にて借入を行っております。

デリバティブ取引は、輸出入取引及び在外子会社への投融資等に係る外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

デリバティブ取引については、取引権限や権限額等を定めたデリバティブ管理規程に基づき管理しております。

また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券(*2)	487,102	487,102	-
資産計	487,102	487,102	-
(2) 長期借入金(*3)	3,030,342	3,026,380	3,961
負債計	3,030,342	3,026,380	3,961
デリバティブ取引(*4)	(63,943)	(63,943)	-

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券(*2)	527,339	527,339	-
資産計	527,339	527,339	-
(2) 長期借入金(*3)	4,713,839	4,708,481	5,357
(3) 転換社債型新株予約権付社債	1,514,000	1,351,821	162,178
負債計	6,227,839	6,060,302	167,536
デリバティブ取引(*4)	-	-	-

(*1)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」は、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、注記を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)	当連結会計年度(千円)
非上場株式	36,292	39,798

(*3)1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,849,253	-	-	-
受取手形	680,296	2,527	-	-
売掛金	3,949,058	-	-	-
電子記録債権	859,569	-	-	-
合計	10,338,177	2,527	-	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,517,451	-	-	-
受取手形	201,410	-	-	-
売掛金	4,691,196	-	-	-
電子記録債権	1,233,805	-	-	-
合計	11,643,865	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	9,435,492	-	-	-	-	-
長期借入金	698,188	1,738,444	383,860	160,040	49,810	-
リース債務	95,879	72,967	48,507	31,701	19,042	11,016
合計	10,229,560	1,811,411	432,367	191,741	68,852	11,016

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	11,151,183	-	-	-	-	-
転換社債型 新株予約権付社債	-	-	-	-	1,500,000	-
長期借入金	2,226,072	871,488	647,668	537,438	431,173	-
リース債務	127,645	105,645	75,225	24,502	11,255	2,700
合計	13,504,901	977,133	722,893	561,940	1,942,428	2,700

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	487,102	-	-	487,102
デリバティブ取引				
通貨関連	-	-	-	-
資産計	487,102	-	-	487,102
デリバティブ取引				
通貨関連	-	63,943	-	63,943
負債計	-	63,943	-	63,943

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	527,339	-	-	527,339
デリバティブ取引				
通貨関連	-	-	-	-
資産計	527,339	-	-	527,339
デリバティブ取引				
通貨関連	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	3,026,380	-	3,026,380
転換社債型新株予約権付社債	-	-	-	-
負債計	-	3,026,380	-	3,026,380

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	4,708,481	-	4,708,481
転換社債型新株予約権付社債	-	1,351,821	-	1,351,821
負債計	-	6,060,302	-	6,060,302

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び金利通貨スワップの時価については、為替レートや金利等の観察可能なインプットに基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	487,102	184,574	302,528
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	487,102	184,574	302,528
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		487,102	184,574	302,528

(注) 市場価格のない株式(連結貸借対照表計上額 36,292千円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	527,339	166,779	360,559
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	527,339	166,779	360,559
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		527,339	166,779	360,559

(注) 市場価格のない株式(連結貸借対照表計上額 39,798千円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	8,657	4,778	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	8,657	4,778	-

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	48,135	29,825	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	48,135	29,825	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引				
	受取米ドル 支払日本円	157,410	-	62,558	62,558
合計		157,410	-	62,558	62,558

当連結会計年度(2026年3月31日)
 該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建 ドル	買掛金	201,825	-	1,384
合計			201,825	-	1,384

当連結会計年度(2026年3月31日)
 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度及び退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社グループが有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

退職給付債務の計算方法として、期末自己都合要支給額による方法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	561,742千円	513,390千円
退職給付費用	46,418	45,389
退職給付の支払額	94,770	31,291
退職給付に係る負債の期末残高	513,390	527,488

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	513,390千円	527,488千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	513,390	527,488
退職給付に係る負債	513,390	527,488
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	513,390	527,488

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	46,418千円	45,389千円
その他	39,145	11,404
退職給付制度に係る退職給付費用	85,564	56,794

(注) 上記以外に、前連結会計年度につきましては、組織再編に伴い、親会社への転籍者に支給する退職金を特別損失の退職給付費用に計上しており、計上額は前連結会計年度42,971千円であります。

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度133,716千円、当連結会計年度127,153千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 24,200株	普通株式 9,300株	普通株式 9,400株	普通株式 13,200株
付与日	2013年9月30日	2014年12月25日	2015年12月26日	2016年12月26日
権利確定条件	明示的な権利確定条件は付されておられません。	明示的な権利確定条件は付されておられません。	明示的な権利確定条件は付されておられません。	明示的な権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておられません。	対象勤務期間は定めておられません。	対象勤務期間は定めておられません。	対象勤務期間は定めておられません。
権利行使期間	自2013年10月1日 至2043年9月30日	自2014年12月26日 至2044年12月25日	自2015年12月27日 至2045年12月26日	自2016年12月27日 至2046年12月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,600	2,400	2,300
権利確定	-	-	-
権利行使	-	1,400	-
失効	-	-	-
未行使残	2,600	1,000	2,300

	2016年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	9,500
権利確定	-
権利行使	5,100
失効	-
未行使残	4,400

単価情報

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	1,888	-
付与日における公正な評価単価 (円)	613	761	840

	2016年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	2,358
付与日における公正な評価単価 (円)	747

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	165,428千円	170,101千円
棚卸資産評価損否認	36,888	33,672
賞与引当金	92,516	102,373
減損損失	20,993	25,128
未払賞与	41,976	48,528
未払事業税	21,213	38,235
その他	212,881	239,795
繰延税金資産小計	591,897	657,835
評価性引当額	46,814	36,279
繰延税金資産合計	545,082	621,555
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	95,523	110,034
圧縮記帳積立金	29,591	32,153
特別償却準備金	50,997	44,075
その他	27,411	4,622
繰延税金負債合計	203,524	181,640
繰延税金資産(負債)の純額	341,557	439,914

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.58%	30.58%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.26	1.13
寄付金損金不算入額	0.15	0.12
住民税均等割	0.70	0.68
評価性引当額	0.09	0.47
連結子会社との税率差異	0.01	0.01
税額控除	1.22	0.79
のれん償却額	0.64	0.62
過年度法人税等	-	2.48
その他	0.40	0.28
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.58	34.06

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財	20,584,727	5,771,217	26,355,945
一定の期間にわたり移転される財	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	20,584,727	5,771,217	26,355,945
その他の収益(注)	16,589	210,124	226,714
外部顧客への売上高	20,601,317	5,981,341	26,582,659

(注)「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財	20,616,492	6,172,348	26,788,840
一定の期間にわたり移転される財	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	20,616,492	6,172,348	26,788,840
その他の収益(注)	48,246	154,351	202,598
外部顧客への売上高	20,664,739	6,326,700	26,991,439

(注)「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは建設機械につけるアタッチメントの製造及び販売、環境関連機器の製造及び販売を主たる業務としております。

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね120日以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,686,840	5,491,452
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	5,491,452	6,126,413
契約負債(期首残高)	224,399	266,086
契約負債(期末残高)	266,086	149,827

契約負債は、主に製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上の流動負債のその他に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、99,394千円でありま
 す。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、220,855千円
 であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超
 える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対
 価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に建設機械につけるアタッチメントの製造及び販売、環境関連機器の製造及び販売、林業機械、産業機械及びケーブルクレーン等の製造と販売を行っております。これらを製品の内容、製造過程、ターゲットとなる市場及び販売方法などが類似するセグメントに集約し、「国内」、「海外」の2つを報告セグメントとしております。

「国内」は主に国内向け建設機械につけるアタッチメント及び環境関連機器の製造と販売、林業機械、産業機械及びケーブルクレーン等の製造と販売を行っております。

「海外」は主に海外向け建設機械につけるアタッチメント及び環境関連機器の仕入と販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
 前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	20,601,317	5,981,341	26,582,659	-	26,582,659
セグメント間の内部売上高又は 振替高	523,164	28,912	552,076	(552,076)	-
計	21,124,482	6,010,254	27,134,736	(552,076)	26,582,659
セグメント利益	1,928,681	345,868	2,274,549	4,719	2,279,268
セグメント資産	22,089,544	8,186,096	30,275,640	5,719,063	35,994,704
その他の項目					
減価償却費	521,743	66,453	588,197	18,435	606,633
のれん償却額	-	45,738	45,738	-	45,738
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	1,546,373	91,271	1,637,645	32,649	1,670,295

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額4,719千円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額5,719,063千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
全社資産は主に提出会社の余資運用資金(現金及び預金)、受取手形及び管理部門に係る資産等であり
ます。
- (3) 減価償却費の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産等に係る減価償却費であり
ます。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産の
増加額であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	20,664,739	6,326,700	26,991,439	-	26,991,439
セグメント間の内部売上高又は 振替高	665,795	16,731	682,527	(682,527)	-
計	21,330,535	6,343,431	27,673,966	(682,527)	26,991,439
セグメント利益	1,988,388	277,351	2,265,740	(4,470)	2,261,269
セグメント資産	23,410,510	7,954,599	31,365,110	8,619,339	39,984,449
その他の項目					
減価償却費	559,601	73,926	633,527	18,704	652,232
のれん償却額	-	44,892	44,892	-	44,892
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	2,156,037	19,366	2,175,403	1,680,324	3,855,728

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 4,470千円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額8,619,339千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に提出会社の余資運用資金（現金及び預金）、受取手形及び管理部門に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産等に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	解体環境機械	林業・大型環境機械等	補材・修理	合計
外部顧客への売上高	18,444,829	3,849,596	4,288,234	26,582,659

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

国内	北米	その他	合計
20,601,317	4,218,250	1,763,091	26,582,659

- (注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
 2. 北米への売上高に分類した額のうち、米国への売上高は4,215,523千円であります。

(2) 有形固定資産

国内	北米	その他	合計
8,473,495	1,330,989	7,411	9,811,895

- (注) 北米に分類した金額は全額米国であります。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	解体環境機械	林業・大型環境機械等	補材・修理	合計
外部顧客への売上高	18,661,551	3,879,131	4,450,755	26,991,439

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

国内	北米	その他	合計
20,664,739	4,237,765	2,088,934	26,991,439

- (注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
 2. 北米への売上高に分類した額のうち、米国への売上高は4,229,271千円であります。

(2) 有形固定資産

国内	北米	その他	合計
11,691,775	1,275,500	4,422	12,971,698

- (注) 北米に分類した金額は全額米国であります。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	合計
	国内	海外	計		
当期償却額	-	45,738	45,738	-	45,738
当期末残高	-	135,108	135,108	-	135,108

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	合計
	国内	海外	計		
当期償却額	-	44,892	44,892	-	44,892
当期末残高	-	88,308	88,308	-	88,308

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	2,140.61円	2,243.18円
1株当たり当期純利益金額	183.46円	185.27円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	182.93円	178.38円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	17,238,918	18,082,752
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	12,448	8,677
(うち新株予約権(千円))	(12,448)	(8,677)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	17,226,469	18,074,074
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	8,047	8,057

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,475,214	1,491,882
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,475,214	1,491,882
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,041	8,052
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	685
(うち受取利息(税額相当額控除後)(千円))	(-)	(685)
普通株式増加数(千株)	22	306
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))	(-)	(245)
(うち新株予約権(千株))	(22)	(61)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
オカダアイオン 株式会社	第1回無担保 転換社債型新株予約権付社債 (注)1	2025年 12月10日	-	1,514,000	-	無担保社債	2030年 12月10日
合計			-	1,514,000	-		

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式の内容	オカダアイオン株式会社普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	2,038
発行価額の総額(百万円)	1,515,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の 総額(百万円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2025年12月11日 至 2030年12月6日

(注) 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付けられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の振込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	-	1,500,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,435,492	11,151,183	1.5	-
1年以内返済予定の長期借入金	698,188	2,226,072	1.2	-
1年以内返済予定のリース債務	95,879	127,645	-	-
長期借入金(1年以内返済予定のものを除く。)	2,332,154	2,487,767	1.4	2027年～2031年
リース債務(1年以内返済予定のものを除く。)	183,235	219,329	-	2027年～2031年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	12,744,949	16,211,998	-	-

- (注) 1 平均利率は期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3 長期借入金及びリース債務(1年以内返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	871,488	647,668	537,438	431,173
リース債務	105,645	75,225	24,502	11,255

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	12,890,579	26,991,439
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	1,253,920	2,262,632
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	849,495	1,491,882
1株当たり中間(当期)純利益(円)	105.52	185.27

訴訟

当社が製造・販売するハイブリッドバケット(林業機械)における一部の仕様について、松本システムエンジニアリング株式会社より当社に対して、特許侵害訴訟が提起されています。なお、現時点では影響額を合理的に見積ることは困難です。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,932,151	3,966,045
受取手形	682,537	201,410
売掛金	13,626,066	14,123,355
電子記録債権	856,934	1,085,866
商品及び製品	4,219,727	4,032,294
原材料及び貯蔵品	1,351,249	1,243,873
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1774,012	11,644,451
1年内回収予定の長期貸付金	20,920	-
前渡金	183,193	96,906
未収入金	175,081	1259,801
その他	127,558	140,895
貸倒引当金	1,565	1,645
流動資産合計	14,847,867	16,793,256
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,183,364	4,731,002
減価償却累計額	1,034,517	1,132,055
建物(純額)	2,148,847	3,598,946
構築物	422,053	641,425
減価償却累計額	167,418	200,416
構築物(純額)	254,635	441,008
機械及び装置(自用)	475,405	532,688
減価償却累計額	357,202	382,741
機械及び装置(自用)(純額)	118,202	149,947
機械及び装置(賃貸)	939,594	1,059,122
減価償却累計額	597,053	609,188
機械及び装置(賃貸)(純額)	342,540	449,933
車両運搬具	256,380	310,464
減価償却累計額	169,039	211,486
車両運搬具(純額)	87,340	98,977
工具、器具及び備品	154,579	178,021
減価償却累計額	130,356	141,594
工具、器具及び備品(純額)	24,222	36,427
土地	2,236,273	4,619,805
リース資産	480,251	563,070
減価償却累計額	173,820	170,629
リース資産(純額)	306,431	392,440
建設仮勘定	1,066,279	8,754
有形固定資産合計	6,584,773	9,796,241

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
無形固定資産		
借地権	133,727	-
ソフトウェア	94,359	87,814
その他	16,679	154,501
無形固定資産合計	244,766	242,315
投資その他の資産		
投資有価証券	474,446	513,976
関係会社株式	1,607,129	1,607,129
長期貸付金	203,850	203,850
関係会社長期貸付金	1,252,663	1,998,545
破産更生債権等	2,815	2,815
繰延税金資産	183,478	224,925
その他	143,715	113,582
貸倒引当金	2,876	104,740
投資その他の資産合計	4,865,221	4,560,083
固定資産合計	11,694,761	14,598,640
資産合計	26,542,628	31,391,896

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	33,139	166
買掛金	1,095,584	1,233,647
電子記録債務	701,072	-
短期借入金	8,935,492	10,651,183
1年内返済予定の長期借入金	698,188	2,226,072
未払金	1,502,520	1,574,784
未払法人税等	237,338	353,984
リース債務	77,379	106,102
前受金	11,836	59,640
賞与引当金	201,419	221,719
役員賞与引当金	51,960	44,090
株主優待引当金	53,452	60,258
その他	291,653	57,601
流動負債合計	12,891,038	15,589,250
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	1,514,000
長期借入金	2,332,154	2,487,767
リース債務	135,908	181,937
退職給付引当金	382,667	389,411
固定負債合計	2,850,730	4,573,116
負債合計	15,741,768	20,162,366

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,221,123	2,221,123
資本剰余金		
資本準備金	2,171,688	2,171,688
その他資本剰余金	118,606	123,300
資本剰余金合計	2,290,294	2,294,988
利益剰余金		
利益準備金	99,020	99,020
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	62,453	61,712
別途積立金	1,332,000	1,332,000
繰越利益剰余金	4,805,725	5,187,082
利益剰余金合計	6,299,199	6,679,814
自己株式	221,221	214,688
株主資本合計	10,589,395	10,981,237
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	199,976	239,615
繰延ヘッジ損益	961	-
評価・換算差額等合計	199,015	239,615
新株予約権	12,448	8,677
純資産合計	10,800,860	11,229,530
負債純資産合計	26,542,628	31,391,896

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 20,694,482	1 20,911,414
売上原価	1 15,787,328	1 15,956,010
売上総利益	4,907,153	4,955,403
販売費及び一般管理費	1, 2 3,541,042	1, 2 3,748,207
営業利益	1,366,111	1,207,195
営業外収益		
受取利息	1 106,617	1 126,828
受取配当金	1 104,679	1 139,591
経営指導料	1 12,000	1 17,207
固定資産売却益	3 91,869	3 68,965
為替差益	-	152,108
その他	1 22,089	1 29,291
営業外収益合計	337,255	533,994
営業外費用		
支払利息	156,573	187,238
シンジケートローン手数料	5,863	5,863
債権売却損	6,113	4,799
社債発行費	-	13,496
リース解約損	-	10,227
固定資産除売却損	4 849	4 1,354
デリバティブ評価損	6,104	-
為替差損	15,848	-
その他	2,684	370
営業外費用合計	194,038	223,350
経常利益	1,509,329	1,517,839
特別利益		
受取保険金	-	10,890
投資有価証券売却益	-	29,825
特別利益合計	-	40,715
特別損失		
固定資産除却損	5 1,930	-
貸倒引当金繰入額	-	101,925
損害補償金	-	13,800
特別損失合計	1,930	115,725
税引前当期純利益	1,507,398	1,442,829
法人税、住民税及び事業税	418,961	526,773
法人税等調整額	52,645	60,072
法人税等合計	471,606	466,701
当期純利益	1,035,791	976,127

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,221,123	2,171,688	113,063	2,284,751	99,020	63,915	1,332,000	4,330,853	5,825,789
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						788		788	-
固定資産圧縮積立金の積立						51,890		51,890	-
固定資産圧縮積立金の取崩						52,564		52,564	-
剰余金の配当								562,380	562,380
当期純利益								1,035,791	1,035,791
自己株式の取得									
自己株式の処分			5,542	5,542					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	5,542	5,542	-	1,462	-	474,872	473,410
当期末残高	2,221,123	2,171,688	118,606	2,290,294	99,020	62,453	1,332,000	4,805,725	6,299,199

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	230,105	10,101,559	198,335	2,799	201,135	20,034	10,322,728
当期変動額							
圧縮記帳積立金の取崩		-					-
固定資産圧縮積立金の積立		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		562,380					562,380
当期純利益		1,035,791					1,035,791
自己株式の取得	121	121					121
自己株式の処分	9,004	14,547					14,547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	1,641	3,760	2,119	7,585	9,704
当期変動額合計	8,883	487,836	1,641	3,760	2,119	7,585	478,131
当期末残高	221,221	10,589,395	199,976	961	199,015	12,448	10,800,860

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,221,123	2,171,688	118,606	2,290,294	99,020	62,453	1,332,000	4,805,725	6,299,199
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						741		741	-
剰余金の配当								595,513	595,513
当期純利益								976,127	976,127
自己株式の取得									
自己株式の処分			4,693	4,693					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	4,693	4,693	-	741	-	381,356	380,614
当期末残高	2,221,123	2,171,688	123,300	2,294,988	99,020	61,712	1,332,000	5,187,082	6,679,814

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	221,221	10,589,395	199,976	961	199,015	12,448	10,800,860
当期変動額							
圧縮記帳積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		595,513					595,513
当期純利益		976,127					976,127
自己株式の取得	73	73					73
自己株式の処分	6,607	11,300					11,300
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	39,638	961	40,599	3,771	36,828
当期変動額合計	6,533	391,842	39,638	961	40,599	3,771	428,670
当期末残高	214,688	10,981,237	239,615	-	239,615	8,677	11,229,530

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び機械装置(賃貸)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～38年

その他 2～30年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、当事業年度のうち未払期間に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約について、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...為替予約等

ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約等を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債または予定取引に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを含む)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
金銭債権	3,342,037千円	4,116,880千円
金銭債務	575,106	663,398

2 当座貸越極度額及び貸出コミットメント

当社は、資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	12,635,492千円	14,351,183千円
借入実行残高	8,935,492	10,651,183
差引額	3,700,000	3,700,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	838,061千円	786,151千円
仕入高	7,669,619	7,743,500
営業取引以外の取引による取引高	225,242	270,670

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度72%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度28%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料	922,076千円	977,910千円
賞与引当金繰入額	142,448	163,735
減価償却費	190,504	202,885
支払手数料	358,700	362,018
退職給付費用	49,468	52,324
役員賞与引当金繰入額	51,960	44,090
株主優待引当金繰入額	44,528	49,521

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
機械及び装置(自用)	4,499千円	638千円
機械及び装置(賃貸)	86,510	67,502
車両運搬具	780	825
工具、器具及び備品	78	-
計	91,869	68,965

4 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	-千円	337千円
構築物	776	-
機械及び装置(自用)	0	0
機械及び装置(賃貸)	73	0
工具器具備品	0	0
ソフトウェア	-	1,016
計	849	1,354

5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ソフトウェア	749千円	-千円
その他	1,181	-
計	1,930	-

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
子会社株式	1,582,803	1,582,803
関連会社株式	24,325	24,325

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	120,425千円	122,547千円
賞与引当金	61,593	69,775
未払賞与	36,818	42,905
商品等評価損否認	36,888	33,294
減損損失	20,993	20,851
未払事業税	16,315	20,572
その他	58,682	94,639
繰延税金資産小計	351,717	404,586
評価性引当額	46,814	36,279
繰延税金資産合計	304,902	368,306
繰延税金負債		
有価証券評価差額金	91,832	110,034
圧縮記帳積立金	29,591	32,153
その他	-	1,193
繰延税金負債合計	121,423	143,381
繰延税金資産(負債)の純額	183,478	224,925

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	30.58%
(調整)	会計適用後の法人税等の	
交際費等永久に損金に算入されない項目	負担率との間の差異が法	1.52
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	定実効税率の100分の5	2.59
住民税均等割	以下であるため注記を省	0.99
税額控除	略しております。	0.63
過年度法人税等		3.89
その他		1.41
税効果会計適用後の法人税等の負担率		32.35

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,148,847	1,564,132	337	113,695	3,598,946	1,132,055
	構築物	254,635	219,371	-	32,998	441,008	200,416
	機械及び装置(自用)	118,202	65,941	61	34,135	149,947	382,741
	機械及び装置(賃貸)	342,540	218,890	5,183	106,314	449,933	609,188
	車両運搬具	87,340	59,385	0	47,749	98,977	211,486
	工具、器具及び備品	24,222	24,193	0	11,989	36,427	141,594
	土地	2,236,273	2,383,532	-	-	4,619,805	-
	建設仮勘定	1,066,279	8,754	1,066,279	-	8,754	-
	リース資産	306,431	154,615	10,227	58,378	392,440	170,629
	計	6,584,773	4,698,817	1,082,088	405,260	9,796,241	2,848,112
無形固定資産	借地権	133,727	-	133,727	-	-	-
	ソフトウェア	94,359	37,225	1,016	42,753	87,814	-
	その他	16,679	147,428	9,482	124	154,501	-
	計	244,766	184,653	144,226	42,878	242,315	-

- (注) 1 建物の当期増加額の主なものは、北関東営業所新築703,150千円、関西支店新築 613,718千円、一部本社部門移転用建物取得211,057千円であります。
- 2 土地の当期増加額の主なものは、一部本社部門移転用土地取得752,469千円、現本社土地取得668,637千円、関西支店新築549,711千円、北関東営業所新築412,714千円であります。
- 3 機械及び装置(賃貸)の償却額は損益計算書上、「売上原価」に計上しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,442	103,570	1,626	106,386
賞与引当金	201,419	221,719	201,419	221,719
役員賞与引当金	51,960	44,090	51,960	44,090
株主優待引当金	53,452	49,521	42,715	60,258

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

訴訟

「1. 連結財務諸表等 (2) その他 訴訟」に記載のとおりであります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り・買増し			
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		
取次所 買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
公告掲載方法	電子公告とする。なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://okadaaiyon.com/		
株主に対する特典	株主優待制度		
	(1) 対象株主 毎年3月末日現在の株主名簿に記載又は記録された当社株式4単元(400株)以上を保有する株主さまを対象といたします。株主優待のお申込みには、オカダアイヨン・プレミアム優待倶楽部にてお申込みならびにご登録をしていただく必要があります。		
	(2) 株主優待制度の利用方法および内容 「株主優待ポイント表」に基づき、保有する株式数及び保有期間に応じてポイントが加算され、オカダアイヨン・プレミアム優待倶楽部サイトにおいて、食品、電化製品、ギフト、旅行・体験など5,000点以上の商品への交換や、環境NGO、国際NGOなど公益法人への寄付、他のプレミアム優待倶楽部導入企業の優待ポイントと合算が可能な共通株主優待コイン『WILLsCoin』への交換が可能です。 株主優待ポイントは、毎年5月に贈呈させていただく予定です。		
	保有株式数	初年度	2年目以降(注)
	400株～499株	5,000ポイント	5,500ポイント
	500株～599株	8,000ポイント	8,800ポイント
	600株～699株	12,000ポイント	13,200ポイント
	700株～799株	15,000ポイント	16,500ポイント
	800株～899株	18,000ポイント	19,800ポイント
	900株～9,999株	20,000ポイント	22,000ポイント
10,000株～99,999株	30,000ポイント	33,000ポイント	
100,000株～499,999株	40,000ポイント	44,000ポイント	
500,000株以上	50,000ポイント	55,000ポイント	
(注) 2年目以降(3月末日現在の株主名簿に同一株主番号で400株以上保有の株主さまとして連続2回以上記載されること)			
(3) 株主優待ポイントの繰り越しについて ポイントは、次年度へ繰越すことができます(ポイントは最大2年間有効)。 1年以上当社株式を保有している株主さまは1.1倍のポイントを受取ることができます(詳細は(2)株主優待ポイント表をご参照ください)。 ポイントを繰越す場合、3月末日現在の株主名簿に同一の株主番号で記載されていることが条件になります。翌年3月末日の権利確定日までに、売却やご本人さま以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合、当該ポイントは失効となり、繰越はできませんので十分にご留意ください。			

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第66期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月17日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月17日近畿財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第67期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月13日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年6月24日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（参照方式）及びその添付書類

2025年11月13日近畿財務局長に提出

新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）及び新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行に係る有価証券届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月16日

オカダアイオン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 田 裕
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオカダアイオン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダアイオン株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内事業のうちオカダアイオン株式会社の売上取引の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（セグメント情報等）に記載されているとおり、オカダアイオン株式会社及び連結子会社は、建設機械に装着するアタッチメント、環境関連機器、林業機械、産業機械及びケーブルクレーン等の製造及び販売を主たる事業としている。このうち、当連結会計年度における国内事業の売上高は20,664,739千円であり、連結売上高の76.6%を占めている。なお、当該事業の販売は、主としてオカダアイオン株式会社が行っている。</p> <p>注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項(6) 重要な収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、国内事業のうち、オカダアイオン株式会社は、国内製品の販売について、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、製品の出荷時に売上高を計上している。</p> <p>この点、主に以下の理由から、適切な会計期間に売上計上されないリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内事業は、多種類のアタッチメント及び環境関連機器を取り扱っており、年間を通じて取引が行われるが、特に連結会計年度末付近に行われる取引が多い。 ・市場に公表した業績予想を達成するため、当該業績予想達成のプレッシャーを感じる可能性がある。 <p>以上から、当監査法人は、国内事業のうちオカダアイオン株式会社の売上取引の期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>国内事業のうちオカダアイオン株式会社の売上取引の期間帰属が適切か否かを検討するために実施した主な監査手続は以下のとおりである。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>販売プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。特に以下に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引関連情報を、入力者以外の第三者が確認する統制 ・国内製品の返品が権限者による承認に基づいて実施されていることを確認する統制 <p>(2) 売上取引の期間帰属の適切性の検討</p> <p>売上高が適切な会計期間に計上されているか否かを検討するため、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末日前後の売上取引を対象に、サンプルで取引を抽出し、在庫伝票兼受領書等に記載されている日付と照合した。 ・売掛金の残高確認書の回答を当監査法人が直接入手し、帳簿残高と照合した。 ・翌年度の売上明細及び稟議書を閲覧し、金額的に重要な返品がないことを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オカダアイオン株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、オカダアイオン株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責

任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月16日

オカダアイオン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 田 裕
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオカダアイオン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダアイオン株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内事業の売上取引の期間帰属の適切性

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「国内事業の売上取引の期間帰属の適切性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「国内事業のうちオカダアイオン株式会社の売上取引の期間帰属の適切性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。